

月刑政



十一月號

法


昭和十七年九月二十五日 重要日誌

九月十六日 第二回敵産特許處理決定
 九月十七日 谷外相、青木國務相親任式、新外相外交方針闡明 △産報會「經營責任者陣頭指揮運動要綱」を傳達
 九月十九日 勤勞顯功章令公布 △獨軍スターリンググラード市の過半を占據 △東亞聯盟協會改組
 九月二十日 英大輸送船團北米洋に於て殲滅的打撃を蒙る
 九月二十一日 經濟部・土木部廢止縣決定
 九月二十二日 帝國政府抑留邦人の不當時遇に關し對英強硬抗議 △軍神加藤少將の陸軍葬執行 △轉廢業小賣業者資産評價新基準通牒 △電力消費規正實施告示 △グルーイ四度米國民に日本の強力を警告
 九月二十三日 帝國海軍部隊アリユーシャンに於て米甲巡一大破、潛艦二撃沈の旨發表 △平沼有田永井三特派大使汪主席に國書捧呈 △兵士學生の農村援助方針決定さる △訪日滿洲國軍機立川着 △英軍マダガスカル首都占領 △米大統領特使ウイールキー、スターリンと會談
 九月二十五日 帝國海軍大西洋に進出 樞軸海軍と協同作戰に従事中と發表さる △汪主席三特使と公式懇談
 九月二十六日 陸軍防衛召集規則公布 △第三回中央協力會議開かる(二十九日閉會) △支那事變記念章令公布 △金鵝勳章敘賜條例中改正公布 △華北中央物價協力會議創立
 九月二十七日 日獨伊三國條約締結二周年 △酒井中將蘭谿附近に於て戰死(五月二十八日)發表 △日英交換船龍田丸橫濱着
 九月二十八日 滿洲國政府、各都大臣他首腦部大異動を斷行
 九月二十九日 駐日滿洲國大使王允鄉氏發令 △國府青年組織訓練大綱成る △第二回日華蒙經濟懇談會北京に開會 △ウイールキー重慶着 △タイ國文化研究所開設 △本年度豫算節約額決定
 九月三十日 首相、國民貯蓄五百億突破記念放送 △勞務報國會設立決定 △人民戰線事件第一審判決 △ヒ總統演說にて戰爭完遂の決意披露 △アルゼンチン議會に於て對樞軸斷交勸告案握り潰しとなる
 十月一日 青木國務相訪支 △朝鮮青年特別鍊成令公布 △米潛艦我陸軍輸送船リスボン丸を襲撃、英俘虜千餘名行方不明 △都、國民兩紙合併東京新聞創刊 △滿洲帝國協和會創立十周年 △ジャワ物價統制令布告
 十月二日 十七年下期石炭對策要綱決定 △インフレ防止法案會議通過
 十月三日 重要物資買上強化
 十月四日 スターリン、米英の對ソ援助效果なしと表明
 十月六日 戰時陸運非常體制確立方策發表 △米英授ソ議定書調印 △華北政務委員長王揖唐氏訪滿 △滿洲國新産業統制法公布 △訪滿學生機新京着
 十月八日 陸軍大舉洛陽爆撃 △イラク内閣更迭
 十月九日 シドニー強襲四勇士英靈錄倉丸で凱旋 △英米對重慶治外法權撤廢
 十月十日 陸軍軍政中央機構の大改正公布(十五日實施) △商工省委員の現地調査答申書成る △東京府食糧管團創立 △ソ聯政治委員制廢止
 十月十一日 國鐵二十四時制實施
 十月十二日 平田篤胤百年祭 △翼贊會成立二周年 △米大統領爐邊談話にて徵用制實施を表明
 十月十三日 第一回滿華興亞團體會合東京に開催 △第一回陸軍南方軍政會議開かる △百貨店の賣場縮小決定
 十月十四日 國鐵開通七十年記念式
 十月十五日 統制物資の讓渡制限等に關する件公布 △政府、通常議會の準備對策決定



月 刊 刑 政

菊花薫る佳き日、府中刑務所に長くも賀陽宮恒憲王殿下の台臨を辱うす。刑務官一同、皇室のこの御仁慈を拜し、只管に恐懼感激す。刑務官の光榮之に過ぐるものなし。
 決意を新たににして、罪辜の者等に對し報國の誠を效さしむべく、是に由りて刑務官の職域に於ける奉公の實を擧ぐべく、而して、此の御仁慈を拜したる光榮に應へむこと。

(小川生)

主 張	……………(一)
賀陽宮殿下の台臨を拜して	……………岩村週世謹記(二)
賀陽宮恒憲王殿下を迎へ奉る	……………正木 亮謹記(四)
行刑に對する信條(一)	……………(六)
戰爭と政治の新關係	……………林 秀(八)
計畫性の快樂	……………石山賢吉(一〇)
罪惡觀と刑政	……………出射義夫(三)
藤澤正啓翁(三)	……………大石 武(一五)
逍遙自在	……………聽 八 郎(一八)
賀陽宮殿下台覽特別武道大會記	……………(二〇)
賀陽宮殿下をお迎へして	……………吉田律謹話(三)
明日のタイ	……………松永彦雄(三)
東洋訓話	……………佐伯復堂(三一)
山越しの風	……………邦枝完二(三四)
時事トピック	……………(三七)
刑務所異風景	……………(三三)
趣味欄	……………(三八)
園藝閑話	……………(四四)
新刊紹介	……………(四六)
例規	……………(四七)
刑務官異動	……………(四八)

表紙 桑重 清

賀陽宮殿下の台臨を拜して

司法大臣 岩 村 通 世 謹 記

菊花薫る十月七日、多摩少年院及び府中刑務所に長くも賀陽宮恒憲王殿下の台臨を辱く致しましたことは司法部職員一同の光榮とし洵に感激に堪へざる所であります。收容者一同も亦皇室の御仁慈に感泣し更に更生の決意を新たにしたこと、確信致します。

宮殿下には陸軍戸山學校長の御要職にあらせられ、極めて御繁忙な御日常に涉らせらるるにも拘らず、此の度、特に此の有難き御沙汰を拜したる所以は、長くも時局下特に國民鍊成の方面に御留意遊ばされ、行刑及保護の部門に於ける收容者の鍊成を親しく御覽遊ばされ斯道御奨励の御思召があらせられたことと拜察致す次第で御座います。幸に國民精神の緊張に因りまして收容者の數は戦前に比し著しく減少してゐるのでありますが、尙未だ再犯者の數が必ずしも減少しないことは遺憾に存するのであります。

而して再犯の絶無を期する手段として、收容中の處遇が極めて重要なことは言を俟ちませぬ。如何に兇惡不良な者と雖も之に對する收容中の處遇適正を得ますならば、其の改過遷善も敢て難しと致しませぬことは刑務官の多年に亙る經驗に微し明白なるところであります。而して現下非常時局に於て收容者に對する適正なる處遇方法は自ら明らかであります。即ち時局下極めて喫緊なる軍需作業に全力を捧げしめ、贖罪の誠を致さしむると共に、他面、各係官の熱心なる教導によつて絶えざる激勵を與へ、釋放後の授職其の他生活指導に依つて確乎たる信念を把握せしむるに在ります。

宮殿下には、府中刑務所が殆ど總てを擧げて軍需作業を施行し、收容者は誠意を以て就業してゐる様子を御覽遊ばされ、殊の外御満悦に涉らせられたことを拜したのであります。申す迄もなく現下の大東亞戦争が國家總力戦であり、同時に國民として各其の職域に於て最善を竭し以て奉公の誠を效すべきであり其の間自ら眞に日本人としての進むべき道が拓かれるのであります、行刑に於ける收容者の教化に於ては、特に此の點が強調せられねばなりません。

大東亞戦争に對する宣戰の詔勅を拜しまして一周年が近く参るのでありますが、此の短期間に此の偉大なる戦果を擧げ得ましたことに付ては、一に大御稜威に依るのであります、眞に感激の外は御座いませぬ。之と同時に私共は前線に於ける皇軍將兵の勞苦に對し常に深甚な感謝を爲すと共に、銃後治安の確保に當る者として其の職務を忠實に執行し此の時局を乗切る決意を新たに致すことを必要とします。長くも昭和十四年十一月一日司法部に賜りました勅語を拜しますに「司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ實ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ」と仰せられてあります。史上未曾有の大時局に當面して、特に、職を司法に奉じ、收容者の教化輔導に當つてゐる刑務官諸君は宮殿下の台臨を拜したる光榮に感奮し、挺身奉公の覺悟を新たにせられむことを切望して已みませぬ。



賀陽宮恒憲王殿下を迎へ奉る

司法省行刑局長 正木 亮 謹記

畏くも賀陽宮殿下には昭和十七年十月七日府中刑務所に台臨遊さるゝ旨仰せ出された。金枝玉葉の御身を以つて刑務所に台臨遊さる事だに恐懼感激の至りに堪えざる次第であるのに、殿下には十月二日、小官を陸軍戸山學校に召させ給ひ特に「我が國行刑の現況に就て」長時間に亘り、つたなき御説明を御聴取下し置かれたのであつた。

申すも畏きこと乍ら、宮殿下には豫め行刑に關する御知識を得させ給ひたる後に御視察遊されんとの御深念に外ならないのであつて、その御用意の御深く且科學的に亘らせらるゝことひたすら驚歎し奉るの外はないのである。

十月七日御豫定の通り宮殿下には府中刑務所に台臨遊され、奏任官一同

には單獨にて謁を賜ひ判任官一同は列立謁謁の光榮に浴した。行刑官一同が此の謁謁によつて如何に感激し如何にその職域を守り抜かうとの堅き決心を抱いたであらうかは敢てあげるまでもない。

惟ふに行刑ほど練の下の力持ちである職は他にはあるまい。刑罰の執行であるが故に、自らにして世の指彈を受け易く功あるも世に容れられることが少いのである。黙々として只その職域を守らねばならぬこと恰も燈臺守のその如くであるが、今日その薄遇の人々が畏くも賀陽宮殿下の御仁慈深き賜謁に接したのである。明るく強く大東亞戦下の治安確保に死力を盡さうとするその決心は小官を始めとして全國刑務官の固く胸底に疊んだ事である。

の精神を練り、氣品を磨きその本領を發揮するに至るであらうことを信じて疑はないのである。

我が國は今や米英を對手に聖戦の眞只中にある。四百年の長き間、東亞を蹂躪し搾取し盡した彼等を徹底的に撃破せねばならぬ熱闘の最中であるのである。而も此等の國々は、文も武も自ら誇り世界に雄飛しただけに一朝一夕に撃摧さるべきものではない。

それこそ彼等を屈服せしむるが爲にわれ等一億は總力を擧げて戦ひ抜かねばならぬのである。わけても犯罪を抑壓し銃後の治安を全うして、戦線の將士を安んずることこそ戦勝の第一歩であるに違ひない。加ふるに、犯罪人の末に至るまで改過遷善し以つて蒼生のひとりとして大君の御前に一死報國の誠を盡させることこそ即ち國力を増強する所以であるが、我が行刑は實にその目的を最高として邁進しつゝある折柄畏くも賀陽宮恒憲王殿下の台臨を仰ぎ奉り而も行刑各方面に對し上述の如きの御激勵を賜つた。感激何んぞ之に比すべき。小官等益々粉骨碎身殿下の御恩寵に應へ奉らんことを期する次第である。

昭和十七年十一月三日 明治節佳日記

以上

宮殿下には獨居雜居の拘禁状態より食事、入浴の事に至るまで逐一台覽遊され軍需作業工場に於ては御興殊の外御深く渉らせられたやうに拜察し奉つた。特に軍需品の製作に付ては、畏くも製品を御手にし給ひ、御研究心の御一端を御示し遊されたること全く恐懼感激の至りであつた。小官は宮殿下に對し奉り刑務所に於て軍需品を製作することが、ひとり我が國のみに非ざることを言上致したところ、畏くも負けずに一層奮勵せよとの御言葉を賜つた。此のお言葉を拜したる以上わが行刑は愈々益々大東亞戦争の爲にその全力を擧げ以て宮殿下の御言葉に添ひ奉らんことを決心したることであつた。

刑務所台覽に引き続き宮殿下には府中刑務所演武場樹徳殿に於て東京刑務所柔剣道選士の優勝仕合を台覽遊された。行刑界の柔剣道が近年著しく發達したことは萬人の認むるところではあるが、畏くも宮殿下の御前に於て暗の演武を致したることは洵に今回が始めてである。殊に賀陽宮殿下には武道の府たる陸軍戸山學校の校長殿下に渉らせられるのである。天下の武道を總宰し給ふ殿下の御前に於て技を演じたる選士たちは實に勝負を越えて只感激の涙であつた。前代未聞の御前仕合であつただけに禮に慣はざる點の無さにも非ずであつたが選士の心は何れも只光榮に夢中であつたに違ひない。小官は宮殿下の台覽を仰ぎ得たわが行刑界の武道が一層武道



行刑に對する信條 (一)

(敬稱略) 到着順

千葉刑務所長 根田兼治

人に接するに「和」をもつてせよ、とは誰しもが心得て居るもの行ふことは難しい。「和」は愛であり、また錬成の源泉である。收容者を善導し釋放者の更生を促進せしむるには先づ以て此の心構へが肝要で、我帝國の大家族精神を第一義としてゐる。釋放された人達が私を訪ねて更生を誓ってくれるが、それが共榮團確立に寄與する所以で大東亞建設の根本であると信じてゐる。

新領土の同胞も此の愛情によつてこそ我日本を益々信頼するであらう。

甲府刑務所長 小和田康長

行刑は受刑者の悪性(犯罪性)撲滅の爲めの闘争である。この闘争に勝つ爲には刑務官たるもの飽くまでも戦ひ抜き勝ち抜きの強い信念が必要だ。それは敢闘の精神だ。敢闘こそ私の行刑

に對する信條である。

金澤刑務所長 荒巻正修

行刑は愛の答なり。愛を以て導くべし。子を愛する親の心を以てすべし。父の其の子を罰するは、愛すればなり(フランスの諺)。而して行刑の愛は嚴格なるを要す。深く愛するものは、厳しく罰す。刑務官は須く嚴父たらざるべからず。

大塚刑務所長 椎名通藏

「獨りで居つても強い人」こんな人に錬成し得たらと念願致して居ります。「若し私心執權 則人不畏其權」行刑人の心がけとして地位の高下に不拘、心すべき事と思ひます。

高知刑務所長 大場正雄

「不言實行」といふことは、古來聖賢の教ゆるところ、私はそれを内省の基準としてゐる。戦時下の行刑に關する限り一層このことを痛感して止まら

い。高知刑務所標原農場の錬成情景は蓋し其反映である。

小倉刑務所長 岡部常

問。刑務所は入れる所か出す所か？
答。出す所だ。
問。何を出すのだ。
答。罪を入れるのでなくて人を出す所だ。

松山刑務所長 青柳彌錄

一、共甘同苦同床同夢以て衆心の緊密一體化に努むること。
二、常に艱難の先に立ちて士氣を鼓舞激勵すること。
三、行刑の制約壓縮せられたる部面は之を制約外にある他の部面に依り補填し而かも更に數段の活用を計るの用意あらしむること。

名古屋刑務所長 妙園蘭弘吉

一、何事も立場を換へて考へよ。
二、只眞面目に突き進め。
宮城刑務所長 枇杷田源介
一、刑務所は自分の爲にも修養の道場である。
二、役所も、職員も、收容者も生きてもゐる。死んだ仕事は出来ぬ。魂を打込んで理想に進まねばならぬ。

奈良刑務所長 上田茂登治

自己内省
で日夜苦慮して居ります。

十訓

- 一、國體觀念を明徴にし萬邦無比の神國に生を享けたる幸福感を滲透せしむべし
- 二、忠君愛國は皇國民の生命と活動の根元たる所以を銘記すること
- 三、神佛を敬仰し醇厚なる性情を培ふべし
- 四、自主自律の念を養ひ自治的精神の修練に邁進せしむべし
- 五、道義的なる威嚴と情誼的なる恩愛を併行して錬成の要諦とすべし
- 六、常に全能力を擧げて誠實を發揮し、よく人を知り、よく人を視ることに努むべし
- 七、健康は活動の源泉なる理を知悉せしめ日夜心身の錬磨強化に精



納得の十訓

掛樋松治郎

- 一、行刑官は無比の聖職たるの信念を矜持すべし。
- 一、實踐躬行以て垂範たるべし。
- 一、對象の信念
- 一、人愛精神に基づく處遇。
- 一、個性の知悉。
- 一、遵法精神の強化。
- 一、敬神崇祖の思念涵養。
- 一、適切なる保護。
- 東京刑務所長 岡五朗
私の平素の信條はたゞ一箇條に盡きる。即ち「大御心に副ひ奉らねばならぬ」と謂ふことである。行刑に對する信條としても亦同様である。私は常に收容者も亦 陛下の赤子である、日本人であるといふことを確く自分自身に言ひ聞かせてゐる。日に何度となく言ひ聞かせてゐる。收容者に接する毎に處遇等について考へる毎に先づ第一に彼等は 陛下の赤子であるといふことを思ふ。それから私の言動が生ずるやうに念願してゐる。又努力してゐる。そうして此の 陛下の赤子をお預り申してゐることについての責任の重大なること、又職責の尊いことを思ひ、果して自分の言動の中に 大御心に副ひ奉らざりしことのなきやを反省しつゞけてゐる。自らの足らざるを思ひ恐懼し一層努力せんものと誓つてゐる次第である。
- 進せしむべし
- 八、青少年は特に勤勞の尊き所以を自覺し勞働の慣習を馴致して負荷の大任を完ふすることに勵精ならしむべし
- 九、學問は修養の資たることを自覺し切磋琢磨の苦も意とせざる好學心を振起せしむべし
- 一〇、八紘爲宇の大精神を奉體し猛省一番長期戦下國民の責務の重大性を認識し更生の千載一遇時たることを透徹せしむべし
- 五 戒
- 一、和衷協力飽迄信頼を享け苟も輕侮を招くが如き言動あるべからず
- 二、強く、正しく、明朗性を堅持し極力陰鬱を排すべし
- 三、常に世局の推移に刮目し獨善に陥るが如きことあるべからず
- 四、違令犯行は假借なく糺明し美事善行は漏れなく賞揚することを忘るべからず
- 五、威嚇と愛撫を適正ならしめ嚴正公平を旨とし相狎昵は大なる危険を醸成するものと知るべし

最近これは收容者のみには限らないが日本人を鐵や銅と同じ様に資源視する傾向があり良く人的資源といふやうな言葉が有識者の間に而も政府要路の人々の間に用ゐられてゐる。甚だ遺憾に堪えない次第である。「人的資源不足の折柄囚人を動員すべきである」と謂ふやうなことは斷じて許す可らざることである。之れほど米英流の考へ方はない。之れほど日本人を侮辱し、日本の國體に反する考へ方はない。受刑者と雖も 陛下の赤子である、總ての日本人は諸外國人とは違ひ、そこが我が世界に冠たる國體の所以でもあるが決して資源ではない、鐵や銅との異は單に物と人との異又けではない、吾々日本人は漏れなく 陛下の赤子であり皇民であり日本そのものである。「人的資源」とは何事だ、英國が印度民衆を米國が比島の民衆を人的資源と考へるのは當然だ。而し日本人は神の民である。皇民は決して資源ではない。わが行刑に於ける收容者の地位は何處までも 陛下の赤子であり、皇民として一身を 陛下に國家に捧げ奉るのであつて人的資源として物的資源と同様使役せしめられるものではない、斷じてそうではない。吾々は收容者を資

伊藤祐之

行刑の信條は結局人道を踏み誤つた者を適切妥當の方法により正道に復歸せしむると云ふことに歸するものと思ひますから理論より實踐が肝要で殊に現業に携はる者として一層その感を深くするもので斯様な關係から自己垂範と云ふことが何より大切と思ひます。仍て私は行住坐臥自己の人格完成を念とし受刑者に對する「訓」職員に對する「戒」とも申すべきものを目標として極力實行に勵んでゐるのであります。が相當困難な問題



戦争と政治の新關係

林

秀

話講交外

戦争は治の長である、戦争は他の手段をもつてする政治である、といふやうなクラウゼウィッツの言葉は、確かに戦争と政治の關係に多くの眞理と示唆とを與ふるものである。然し此の言葉が餘りに普遍化し、一般化した爲に、戦争と政治の關係がクラウゼウィッツの言葉で一切切解決されたやうに考へてゐる人も決して尠くはない。我々は需要供給の諸法則を經濟といふ觀念に抽象化し、經濟學といふものゝ存在を認めてゐる。従つて經濟の諸原理が、經濟問題に對して多くの眞理と示唆とを與ふるものであることを信じて疑はない。けれども、經濟學原論が現代の經濟問題を解決することが出来るかどうかは甚だ怪しいものである。寧ろ經濟とか經濟學といふ既成觀念がなかつたならば、より簡単に現代の經濟問題を解決し得るのではあるまいか、とさへも考へられるのである。

このことは、恐らく政治にも、外交にも文化にも一應適用出来るであらう。戦争と政治の關係の場合に於けるクラウゼウィッツの定義についても、それらと全く同様のことと言へるやうである。

その故、汎有る學問や既成概念が今日の問題に對して頗る古風でもあり、無力でもあると同様に、クラウゼウィッツが戦争と政治の關係に對して下した定義も、現代の世界情勢を解決すべく、いさゝか古典的であり、同時に又遺憾乍ら甚だ無力であると言はざるを得ない。のみならず、クラウゼウィッツのこの言葉は、戦争に於ける政治の所在、その立場を見喪はせる危険性を有するものであり、甚だしきは戦争によつて政治が終焉乃至は中止したかの如き印象をすら與へるものである。

筆者が、何故今日特に此の問題を採上げなければならなかつたか、といふことには理由がある。

第一には、世界戦争が明かに長期戰の様相を呈しつゝあつて、戦争が政治問題を解決するが如き單純なる状態に置かれてゐないといふことである。曾つて、我々は日支間の政治問題を日清戦争によつて、日露間の政治問題を日露戦争によつて解決した。然し、日支間の今日の問題は、支那事變によつては容易に解決しなかつたし、太平洋問題の解決も大東亞戦争といふ純粹な武力行動のみによつては仲々歸着點を見出し難い。そのことは、日清日露の戦争が比較的純粹に日清日露間の戦争であつたのに對して、支那事變が單に日支間の戦争でなく、大東亞戦争が日本と英米との戦争に止まるものでないといふことを證明するものでなければならぬ。即ち、支那事變は大東亞戦争でもあり、大東亞戦争は獨伊對米英戦争であり、それはまた同時に獨ソ戦争でもあるといふ世界聯關性が、今次大戦の性格を極めて複雑怪奇なものにしてゐるのである。故に、今日の戦争が長期の様相を呈して來れば來る程、その過程には多くの政治性の起伏が豫想せられる。

勿論我々は、長期戰に對しても必勝不敗の態勢を整へることが必要であるが、長期戰が我に有利であるか彼に有利であるかを商量するならば、そこにも亦多くの政治的考慮といふものが必要となつて來るであらう。

第二には、今次大戦を餘りにイデオロギー的に見ることの危険である。獨逸に於ても昨今やゝ此の傾向に對して反省的になつて來てゐるやうであるが、生死の關頭にあつて、民族の興亡を賭するやうな大戦争を國民の實生活から餘りに迂遠なところへもつて行くことは大いに警戒されなければならぬ。我々が此の大戦争を通じ米英支配の桎梏から解放される共に、新しいアジア

平和は、最早決して國際會議による世界再分割の形によつては招來されない。恐らく戦争しつゝ政治する(即ち外交する)——政治するとか外交するとかいふ言葉は甚だ未熟な、キザな感じがして嫌であるが、一寸それに代る言葉が見つからない——ことによつて一切が解決されるのではあるまいか。戦争の後で政治的に上手に立ち廻らうと考へたり、戦争の間は政治や外交が不必要だと考へてゐては大きに當ての外れる事態が豫想されるのである。

即ち、今次大戦の大きな特徴として我々は戦争と政治との新關係を認識把握し、この關係の運営について十全の考慮を繞らす必要がある。恐らくはその巧拙が最後の勝利を決定すると言つても大過ないであらう。

的アジアを建設する以上、米英の支配イデオロギーたる自由主義民主主義を打倒し、新しい世界觀をアジア民族に與ふべきことは最早論議の餘地のないことである。けれども、そのことは戦争の始まる以前、或ひは戦争の直後に於て、戦争へ國民を動員し、戦争の正義的自覺を與ふる爲にこそ必要であつたので、今日の如き事態の急迫せる時に於ては明日の百圓より今日の一圓になつて來てゐるのである。現實から足の浮いたことを言つてゐては、尻に火のついた國民を引張つて行くことは出来るものではない。過般のゲッペルスの演説はよく此の間の消息を物語つてゐる。而も、尻に火のついたのは自國民ばかりではなく、敵國民も同様或ひはそれ以上の状態にある。イデオロギー戦争は由來對第三國の效果ほど相手國に影響のないのが通則である。デモクラシーで凝り固まつた國民にデモクラシーを非難するのは、坊主に釋迦の惡口をいふやうなものである。

斯様に考へて來ると、戦争の現段階に於てはイデオロギー的戦争指導は、單にその効果がないばかりではなく、寧ろ今日最も必要な戦争の反面たる「政治性」を徒らに混亂せしめるやうな結果になる。それ故、我々としては今次大戦を單にイデオロギー戦争と見るばかりではなく、更に一層現實的な國家的民族的政治要求としてハッキリ擷むことが必要である。

第三には、我々が戦争指導といふ場合それが純粹に作戦の指導を指すこととあれば、更に廣範な政治的要素をもつて言はれてゐることもあるといふ事實である。このことは一面、戦争と政治との新しい規律聯關の關係を暗示するものであるが、この關係が明確化されなければ一元的一貫的戦争指導といふことが到底望まれないといふことである。

戦争指導の理想的な型は、日本は別として、何人も先づヒットラー總統に指を屈するであらう。スターリン、チャーチル、ルーズベルトはヒットラー總統に較べると戦争の専門部面に於て著しく見劣りがする。デモクラシー體制は、戦争指導に於て極めて不都合な

(後記) 小稿執筆中母危篤の報に接し家郷の間を往來して想繼まらず、締切最後の日遂にその計をきゝながら結論を書き上げた。辨解がましいけれども書いたものに全く責任が持てない始末なので、一言讀者各位、編輯の方々にお詫び申上げたい。



經濟講話

計畫性の快樂

石山賢吉

(一)

神田の駿河臺に「佐藤新興生活館」といふ立派な建物がある。これは、故佐藤慶太郎氏が生活改善の爲めに建設した公共施設である。

新興生活館には、それぞれの役員が居り、絶えず生活改善に努力して居る。

時局に對する貢獻が少くない。その中にも特に推賞したいのは、結婚式の簡易化である。

結婚は人生の重大事であるが、それには古來の惡習慣があり、莫大の費用が掛るので、誰もそれに苦しめられ、因習久しきに亘る爲めに、容易に改められない。

處が、新興生活館へ行つて、學式を行ふと、誰でも耐え得る僅少の費用で結婚が出来る。

この結婚式には、特別の衣服を要さない。男は國民服、女は小さつぱりとした平常服で足りる。髪も高島田に結ぶ必要はない。

招待客も少い。多きは館が承認しない。總計三、四十人を限度とする。料理は館で造つて呉れる。和洋折衷の一品料理であるので、その價は安い。

私は異妻の甥がこゝで結婚式を行つたので、一度經驗した。

學式の際は、勅語を奉讀し、その場で結婚届の調印するのであつた。私はそれを嚴肅に感じた。

宴會になると、酒なしの一品料理であるが、料理の造り方が親切であるので、おいしく頂戴した。それから人数の制限が誠によい。少数だから近い親戚と、懇親の者だけが集會する事になる。それが感想を語り合ふと、自然に親しみが沸いて、誠になごやかな

宴會となつた。

理想的な結婚式であつた。私は、結婚式改善の一事だけでも、佐藤新興生活館の價値充分と思ふ。況んや、その他色々の生活改善を實行して居るに於てをや。

(二)

建設者佐藤慶太郎氏は、二三年前に亡くなつた。氏は明治元年の生れだから七十二―三歳で亡くなつた譯である。

佐藤氏は、社會奉仕の爲めに、この世へ生れ出たやうな人であつた。

氏は、大正十三年に、東京府の美術館建設資金として百萬圓を寄附した。その時氏の財産は二百萬圓しかなかつた。所有財産の半分を寄附した譯である。財産といふものは、全部現金になつ

て居る譯ではない。然も、寄附は現金でなければならぬ。二百萬圓の財産の中から現金百萬圓を寄附すれば、その財産があらなくなる。随分氣前のよい寄附である。

その後十年―昭和十年に於て、氏は佐藤新興生活館を建設した。之に百五十萬圓を寄附した。これで佐藤氏の財産は略ぼ無くなつた。

即ち氏は、社會奉仕の爲めに、この世へ生れ出たやうな人ではないか。

(三)

佐藤氏は、福岡縣の人であるが、その家は貧しかつた。二十歳の時に東京へ出、今の明治大學の前身である明治法律學校に入り三年間の過程を経て同校を卒業したが、その學資は親戚の援助に依るものであつた。

學校卒業後石炭販賣店に勤務し、その後獨立して石炭商を営み、更に炭礦の經營をした。これで産を成した。

そして、その殆ど全部を社會奉仕に寄附したのである。

佐藤氏は、青年時代にカーネギーの傳記を読んで深く感じた。カーネギーは糸巻小僧の幼時、十仙の日給から十分の一を慈善事業に寄附し

りも婦人の方が優れて居るから、私の贅言を要しない。廢物の始末は、曾つて書いた。貯蓄の事も曾つて書いたが、茲に再記したいのは、之を計畫的にする事である。

そうすると、厭な貯蓄も楽しいものになる。佐藤慶太郎氏などは、巨大な實例である。

大東亞戰に勝ち抜くには、前線將士に經濟的の運搬をしなければならぬ。それには生産者は少數人員を以て大量の生産をする能率増加が必要であり、消費者は出来るだけ物資の消費を少くして貯蓄をする事が大切である。

昔は、一身一家の爲めに貯蓄した。今は、それ以外に國家の爲めに貯蓄が必要になつたのだ。必然之を實現しなければならぬ。國家の運命に影響するほどの重大事である。それには、貯蓄に計畫性を持たせ、楽しく貯蓄をする事が賢明な策である。貯蓄は登山ほどの苦痛はない。然も、之をすれば自分の爲めにもなるのだから、その實行に心を砕くべきである。

人は獨力で社會に生活し得るものではない。その日その日を安穩に送り得るのは社會施設のお蔭である。社會奉仕が肝腎であると、佐藤氏はカーネギーの傳記を読んで深く感じたのであつた。

そこで、佐藤氏は、生活の安定を得ると貯蓄を行ひ、餘力を奉仕に使用した。奉仕の第一は、秀才の勲學援助であつた。これは、自身の經歷を顧ての事であつた。それから大小の公共事業に寄附した。その著しいものが前記の美術館と生活館であつたのである。

佐藤氏は、その身を持つる事が極めて質素であつた。晩年には玄米食で始終した。

それでも佐藤氏は、愉快で一生を終つた。

是に由つて我々の知り得る事は、人は一つの計畫を立て、進めば、人が苦痛とする事でも苦痛にならず、反對に愉快に感ずる事である。

私の知つて居る某資産家は、俱樂部に出入しない。それは人から寄附を頼まれるのが厭な爲めである。その資産家はケチだかと云ふと、そ

うではない。時々思ひ切つた寄附をし社會を驚かす。資産家として、奇特な心掛を持つた人である。

その人が寄附を頼まれるのが厭で俱樂部へ出入しないのは奇異に感ずるが、その心理を解剖すると、自發的の寄附はよいが、人から強められる寄附は厭だといふことになるのである。

これにも、計畫の満足が見られる。だから、我々の生活も計畫的に進んだ方がよい。そうすれば、苦痛が快樂に變はる。

(四)

登山など、漫然之をやれば、馬鹿馬鹿しい限りである。歩行に登山ほど苦痛なものはない。その上、一歩誤れば墜死の危険がある。それを青年が好んでやる。危険の前例を承知しながら、敢然之をやる。それは、「高きを制する」といふ計畫性を持つからである。

圍碁、將棋なども之に類した處がある。之をやると頭の疲労が甚しい。それを厭はずにやる。「相手に勝つ」といふ計畫性を持つ爲めである。

友人になると、之に命まで賭ける。

今回行はれた名人戰に於ては、神田八段は病を押して闘つた。第四局面に於ては、座に堪えない。自分の手を指すと、相手の考へる間別室に退いて寝たといふことである。醫者に相談したら、無論、對局を止めたに相違ない。それにも拘らず、彼は名人相手に闘ひ抜いた。一番でも勝ちたい爲めである。彼はその計畫性に驅られ、生死を超越して闘つたのだ。不幸にして彼は四戰四敗した。若し一局でも勝てば、その快樂は總べての苦痛を償つて剩りあつたであらう。

(五)

計畫が人生を樂しませる事は、斯様なものである。

そこで各家庭も、その生活を戰時的に計畫したらよいと思ふ。家庭は消費者である。消費が専門である。こゝには生産がない。

家庭の計畫經濟は、消費を巧にする考案である。

それから廢物の始末、生活剩餘の貯蓄に心すべきである。消費を巧にする考案は、我々男子よ



罪惡觀と刑政

出射義夫

一、はしがき

私は檢察に従事しつつ、檢察の眞義を探究し、檢察の向上刷新を圖り、而して皇國の道義的秩序の確立に寄與するを自分の生活目標としてゐる。従つて色々の物を讀み、色々の事を聞き、美しい藝術に接しても、此等を何時も檢察の向上刷新の爲の肥料とし養分としようと思つてゐるのである。私は此の稿で伊太利の詩人ダンテの「神曲」中地獄篇の一節を研究し、此の詩の一節より刑事司法の或る本質的なものに觸れて見たと思ふ。行刑の事に當られる諸氏の基本的心構にも通ずるものがあると信じ筆を執つた次第である。

「我を過ぎて憂愁の都へ
我を過ぎて永劫の憂苦へ

我を過ぎて亡滅の民のうちへ。

正義わが高き造主を動かし
神の力、至高の智慧
また本原の愛
われを造れり。

永劫のものほか我より前に
造られしものなく、我は又永劫に
續く。

一切の希望を棄てよ 汝等ここに
入る者。」

(中山昌樹譯、地獄篇三曲)

右の句はダンテが羅馬の詩人ビルヂリオに導かれて地獄の門に到つた際、地獄の門の項に録されてあるを見たものである。ダンテはビルヂリオに「師よ、かれらの意味が私に暨しい」と訴へると、ビルヂリオは次の有名な句を

以て之に答へた。

「ここに一切の疑懼を棄てねばならぬ

一切の怯懦がここに死なねばならぬ

智性の功德を失へる憂ひの民を見るだらうと俺が汝に

告げたところに我等は來た」と。

私達はダンテと共に地獄の門扉の句が餘りにも峻嚴なるに疑懼と怯懦とを感ずるのであるが、理性と勇氣とを以て此の門扉の文字を讀んで行かねばならない。

二、刑罰と憂苦

ダンテの見た地獄は「憂愁の都」「永劫の憂苦」「亡滅の民のうち」である。自ら宣言してゐる。邪淫者は「寒き時掠鳥が翼により大なる密集群を作つ

て漂ふ如くに」休息の望もなく漂流し阿諛の徒は糞尿の中に沈んでその顔が見分け難い程汚れて居り、偽善者は外は輝けども裏は重き鉛の外套を着せられてゐるのである。シーザーを暗殺したブルタス及カシヤスと、キリストを裏切つたユダの如きは、地獄の最奥底でルチフェロと稱する三面の惡鬼に噛み苛いまれてゐるのである。

罪とは何であるか。刑罰とは何であるか。學説は色々ある。併し罪の報ひとしての地獄を詩人が斯く描いてゐるのは誤りであらうか。刑罰を掌る者(裁判官、檢察官、刑務官)が「我を過ぎて憂愁の都へ」と宣言するは正しくないであらうか。刑務所の門扉には「我を過ぎて永劫の憂苦へ」とは書かるべきではないのであらうか。刑務所は作業場であり、合宿所なのであらうか。

私は近代の思想中最も著しい特長は罪惡觀の淺薄化であると考へてゐる。近代人は刑罰の苦痛を恐れるが、罪惡そのものを良心的に又道徳的に畏れない。罪惡に對しては「永劫の憂苦」な

る地獄が待つてゐる事を認めようとなない。天國と言ひ地獄と言ひ皆虚構であるとする。罪を犯す者然り。審判に與る者亦然り。刑務官諸氏は果して如何。併し苟も正義が宇宙の秩序である事を信するならば、不正義は罰せられねばならない。罰せざる正義は正義の本質に反するのである。私は自分自身もつと嚴肅な罪惡觀の上に立つて仕事をしたいと念願してゐる。表面的な、淺薄な同情や人道主義的な感傷を以て犯罪者に對するは眞に正義を愛し、その犯人を愛する所ではない。罪は永遠の刑罰に値するものである。必ず應報としての亡滅の焔が待つてゐるものである。此の戰慄する様な罪惡觀に立つて、「一切の疑懼と怯懦」とを棄てて、現世の有様を見ることに依り、本當の世相を認識し、審判や行刑の職務に従事するを得るのであるまいか。

三、刑罰の根源

何故に神の支配する美はしかるべき

世界に痛苦と憂愁の刑罰は存在するのであるか。私はそれは「地獄」が存在するからであると答へたい。ダンテの描いた様な地獄は死後にあらず現在も既に存在してゐるからである。地獄は焔魔大王の審きを待つ迄もなく現存してゐる。策謀家は策の爲に倒れ、貪慾者は慾のために平安を持たぬ。聖なる宇宙の道徳的秩序を攪亂して、其の責任を取らざらんとしてもそれは不可能である。ダンテは地獄の門扉の文字に託して「神の力、至高の智慧、また本原の愛我を造れり」と謂つてゐる。そして結局正義が神を動かして、神が地獄を造つたのであると謂ふ。之は如何なる意味であるか。

ない。汚れたる者、不義なる者が汚れと不義とを去る迄之を罰し給ふ。之が眞の愛と言ふものである。正しい親の心は殆ど神の心に似てゐる。自分の子供が悪い行爲をした場合に之を放置しておく親は正しい親でもなければ、愛のある親でもない。我が神道に於ける禍津日神又は荒魂も同様の眞理を説くものである。禍津日神は穢を去らなければ承知せられない神様、穢を去らねば禍を下す神即ち荒魂である。三種の神器に象徴せられ給へる天津日嗣の御君徳の中、劍は直の御徳であると拜察するのであるが、此の「直し」は曲れるを直くし、まつろはぬ者をまつろはし給ふ御徳であるのである。

ある。恐れ畏み神の大前にて祝詞を奏し、自ら懺悔するだけの眞摯さを常に心に持つてゐなければならぬ。然らざれば我々は一介の俗吏獄卒たるにすぎなくなるであらう。

神の力は神の權威であらう。至高の智慧は全き智識の謂であらう。本原の愛は宇宙の道義的統治者としての神の本原的な秩序愛、人類に對する眞の愛と言ふ意味であらう。神は聖であり義である。従つて汚と不義には耐へ給は

斯く刑罰の根源は深いのである。神の正義に基礎を置き、人類の本性に係するのである。従つて審判又は行刑に従事する者は、苟くも事を事務的に又行政的にのみ取扱つてはならぬのである。審判も行刑も神の事であるので

は、刑政の本質を見失ふに至るのである。私は所謂社會的責任論には、幾多の探るべきものあるは認めるが、犯罪と刑罰の本質的なものの理解を妨げるものが含まれてゐると考へてゐるのである。

四、刑政と人間愛の精神

刑罰の本質は神の審判の地上に於ける雛形としての應報である。私は此の意味に於て矢張り刑罰論に於ては絶対主義の上に立つ。然らば刑政の本義は檢察、裁判、行刑に於て我等はダンテの地獄篇に見るルチフェロであるべきであるかと言へば、私は否と答へる。何故であるか。それは我等は神ではなく、人間であるからである。人間が人間を審き、人間が人間に憂苦である刑を執行するからである。法が破られる場合一方に於ては徹底的な峻厳さを以て臨むことが正義の要求であるが、他方に於ては社會の共同責任の立場から、又人間の有限性の自覺から、犯罪者の心情又は環境に無限の同情が寄せられねばならない。正義と共に愛が神と人間性の本質である。

に、斯る亡滅の都の存するを疑はない。併し之は倫理的、宗教的世界のことである。我々人間の現實の刑政は人間性に深き同感と信頼を持つものでなければならぬのである。若し此の點の理解に缺けてみれば中世的な暗黒の刑政が復活することになる。理念としての刑罰は「永劫に續く」であらうが、現實の刑政の目標は「刑なきを期する」ものでなければならぬ。刑政は現實の政治である。尙書の大禹謨の有名な章句が思ひ出される。曰く「罪の疑はしきは惟れ輕くし、功の疑はしきは惟れ重くす」と。又俗諺に「其の罪を惡むでその人を惡まず」と言ふ。此の思ひやりの徳なき刑政は霸道であつて、皇道に則つたものとは謂ひ難い。人間の人格を眞に認め、人間のあるべき姿を知るとき、人間の不義と汚れは罰せられねばならぬことを知る。同時に其の罰する我等の人間性を有限なるものと自覺する時政策としての刑政

に於ては、彼等の遺傳的素質と個性と環境とが犯罪の直接間接の原因となつてゐることに宿命的なもののあるを認め深き思ひやりを持つ。此の両面を理解して眞の刑政家と謂ふことが出来るのである。前者に於て缺く時は罪と責任の本質を逸し、眞の刑政の使命觀に立つを得なくなる。後者に於て缺く時刑政は徒らに苛察となり、刑罰の實證的效果を反省するの用意を持たなくなるのである。「一切の希望を棄てよ」と嚴肅に宣言する地獄の存在——罪の責任の深さ——を認めれば認める程、それ故にこそ人間としては人間の不完全と必然的な因果の素因に同情し、互に手を取り合つて此の世を鍊成の道場として完成に進まんとする相互扶助と人間愛の精神が湧くのである。人間は互に勵まし合はねばならぬ。人間の審きと行刑の門扉には「希望を持って」「失望する勿れ」と書かれて在らねばならない。

五、むすび

ダンテは罪に對する神の審判を描き、餘すところがない。その姿は現世に於て迷の中にある人の子の現實の姿でもある。我々は皇國の世界修理の天業を信ずるが故に、日本人の一人をも斯る刑罰から逃れしめねばならない。「みそぎ」としての刑罰は罪の「はらひ」である。皇國の道義的秩序確立のための鍊成としての刑罰が考へられねばならない。その根本は正義と愛とに在る。此の二つのものは徹底したる姿に於ては一つであると思ふ。ダンテの神曲の峻嚴なる罪惡觀に觸れる毎に、人生の嚴肅さに胸打たれるのであるが、ここに又人間の勵まし合ひの必要と尊さを知るのである。刑事司法の一端に掌るものとして思を此處に致し拙き研究を呈して、諸君の執務の參考に供した次第である。

(筆者は檢察)

藤 澤 正 啓 翁

(三) 大 石 武

會 津 落 城

會津藩がしかも忠誠無比な容保公を藩主としていたゞくその藩士たちが、何故あのやうに、城池を傾けてまで頑強に王師に抗せんとしたのであるかといふことについては、當時としていろ／＼の經緯もあつたことであらう。歴史家でない私には、それは判らないし、又ど／＼とこゝに書き並べる必要もない。たゞ私は、かつて藤澤氏から次ぎのやうな話を聞かされてゐる。それは、會津藩は他の諸藩と違つて、藩祖正之公が三代將軍の實弟たるの故を以て、いはゆる槍一すじの功名なくして、二十八萬石の高祿を頂戴してゐるのであるから、いかなる場合にも、將軍家に對し忠誠を缺くようなことがあつてはならない、といふ藩祖の遺訓がよく藩士たちの心胸に浸透してゐたといふのである。或はさうであつたかもしれない。否、たしかにさうであつたであらう。忠誠を缺いではならぬ筈の將軍家がすでに、朝廷に對し恭順の意を表して、水戸に蟄居してゐたし、又容保公もひとしく謹慎中だつたし一體何人への忠義立てゝあつたのか、いろ／＼の謝罪、陳辯が、官軍參謀世良

修藏のために阻まれたといふ事實もあつたであらうし、又騎虎の勢ひ已むを得ないことだつたかもしれないが、とにかく、會津藩があつて、殆んど最後の關頭まで戦つたことについては藩士たちの間に、多分にさうした心理が働いてゐたことであらうと思はれる。會津藩には、他藩に見るやうないはゆる俗論黨は或はなかつたかもしれない。この純一にして一本氣なところが、會津藩の眞面目であつたのだ。そして、我が藤澤正啓氏も亦、會津武士として、會津藩のこの眞面目を多分に把持してゐたのである。

閑話休題。さて、會津藩の運命は刻刻に迫る。越後方面では、河井繼之助の智謀と膽略とが、頻りに官軍を惱ませ、南方では、大島圭介がその得意の西洋兵術を提げてよく善戦したが大勢は如何ともしがたい。かくて、慶應四年八月二十三日となると、官軍の先鋒は早くも國境を越えて、若松城下に雪崩れ込んで来たのである。警鐘は亂打され、「家並觸れ」が飛んだ。「家並觸れ」といふのは、危急の場合、軒から軒へとリレー式に轉報して行く、會津獨特の一種の通報方法である。かくて若松市は、大混亂に陥つた。試みに

藤澤氏の「手記」から當日の記事を拾つて見ると、「依テ道ヲ山上ニ取り湯ノ入(米山温泉)ニ向テ數日ノ大雨道滑ニシテ歩スベカラズ困難フルニ物ナシ勇ヲ鼓シ互ニ獎勵僅ニ峠ニ登ルヲ得テ城下ヲ俯瞰スレバ砲煙ト兵火ハ全市ヲ覆ヒ細雨頻リニ降り其慘憺タル光景轉々斷腸ノ思ヒアリ全隊顧ミテ一語ヲ發スルモノナク嗟嘆セザルモノナシ今日ヲ以テ身ヲ捨テ君恩ニ報ズベキ時ナリト急速山ヲ走セ下ツテ野郎力前ヲ過ギ市街天寧寺町ヲ經テ郭門天寧寺町口ニ接近スルニ云々」とある。氏の一隊が、峠の上から俯瞰した「砲煙と兵火」こそは、かの白虎隊の少年戦士たちがその悲壯な最後を前に、飯盛山の山上から俯瞰したその「砲煙と兵火」であつたのである。砲煙と兵火を望み見て、少年戦士たちは、「城陥リ君公難ニ遇フ」と一圖に思ひ込み、可憐にも、或は自刃し、或は刺し違へて、何れも飯盛山の露と消えたのであつたが、しかしながら、その當の會津城は、その後丁度一ヶ月間、平常通り、「時の鐘」——あの時の鐘が鳴つてゐる間は、會津城は決して落ちないと、官軍の參謀たちをして嗟嘆せしめたところの「時の鐘」を鳴らしながら、よく死

守し通してゐたのである。
 一ヶ月間、文字通り、よく死守し通したが、しかしながら、二十餘藩の大兵に四方から攻め立てられては、さすがの會津城もたまたたものではなく、その間には、藩相西郷頼母の母、妻及びその子女の自盡をはじめとして、幾多壯烈なる悲劇を生んだ。ところで、その間、藤澤一家はどうであつたか。八月二十三日、官軍が城下目ざして侵入したとき、手明町の同家の留守を守つてゐたのは、七十歳の老嫗である祖母みち子刀自と、四十一歳の母みつ子と、それに十二歳の少年である三男小八と女子供三人きりであつた。次男啓次氏は、十六歳の少年の身で、健げにも白虎隊の一人として、出陣してゐた。敵襲來と聞き、家族たちは一旦城中へ避難したが城中は却つて危険だといふので、直に城内を脱出して、日頃懇親の間柄であつた津尻の龜之助方へ落ち延び一同そこではばらくかくまはれてゐた。老人や子供を抱へて何とも致し方のないことではあつたが、それにも拘らず、この隠棲期間は、當時まだ壯齡で、しかも男まさりの女丈夫で、その

上武術の心得まであつた母みつ子夫人にとつては、とても堪え切れぬものであつたらしい。女でこそあれ、日頃手馴れの長刀押取り、第一線に出陣して、敵兵と渡り合はばやとの衝動押へ難く、それだけに、味方の敗報を聞く度に、かの女は實に地團駄踏んで口惜しがつたものだといふ。正にこの母にしてこの子ありといひたいところであらう。
 藤澤氏の「戊辰戦記」は、この一ヶ月間の戦争を、氏の觸目するところに従つて日記體に書き記してゐるが、その二十七日の項に「本陣は會合ノ令アリ隊長鈴木多門涙ヲ垂レ口言フコト能ハザルガ如クニシテ漸クニ曰ク此度若松表ニ於テ御開城降伏アリテ君公御父子ハ澁澤村妙國寺ニ御蟄居遊サレシ趣城下ヨリ急使アリ依テ我が隊モ是ヨリ若松表ニ引上ゲ謹慎スベキノ命ナリト之ヲ聞キ隊員一同顔ヲ上ゲテ見ルモノナク一言ヲ發スルモノナシ時運トハ言ヒナガラ君公ヲシテ斯ノ如キ運命ニ陥ラシメタル不忠ヲ慨歎セザルモノナシ」とある。會津城の開城降伏は、九月二十二日のことであつた。

明日の夜はいづこの誰がながむらん
 なれし大城にのこす月影
 男子と伍して、戰場に馳驅した一會津婦人の當時の述懐であつた。
斗南三萬石の試練
 世紀の轉換期に、犠牲の祭壇に上せられたものゝ運命が會津藩の運命であつた。藩公父子は妙國寺から東京へ送られて、因幡、久留米兩藩に永預けとなり、藩士の大部分は、猪苗代と鹽川にと日々分送されて、何れも謹慎の意を表することゝなつた。藤澤父子も、鹽川で謹慎してゐた。こゝに再び、氏の「日記」の一節を挿入する。「十月三日、福良ニテ武器彈藥ヲ護衛隊米澤藩ニ引渡ス。四日米澤藩兵ニ護送セラレ、福良出立、本郷村ヲ經テ鹽川村ニ到ルノ途上、長州藩奇兵隊ノ引揚歸國スルニ會フ。道ヲ田圃ニ避ケテ彼等ヲ通行セシム。胸中ノ憤恨煥フルニ物ナシ」。さて、その後人目を忍びつゝ、處處を轉々してゐた藤澤家留守居三人の家族たちは、最後に喜多方在永谷地村八右衛門方の一問を借り受けそこでしばらく佗びしい生活を續けてゐたが、

一時行竊不明を傳へられてゐた次男啓次氏も、他の隊員たちと一緒に、猪苗代で謹慎中であることが知れて、家内一同、ほつと安堵の胸を撫で下したのであつた。唯父忠啓氏だけは、その生來の才幹にモノをいはせて、謹慎中の身ではあつたが依然戦後に於ける藩萬般の措置に任じてゐた。藩の運命を思ひ、家の運命を思ふと、かれ等の心は暗かつた。かれ等の行手には、暗黒のみが待ち受けてゐるらしくも見えた。しかしそれは、ひとり藤澤家の人々の心だけではなく、恐らく藩士全部の人の心持であつたらう。
 間もなく、猪苗代に謹慎中の三千二百五十四人、鹽川に謹慎中の一千七百四十四人の藩士たちに對し、前者は松代藩に後者は高田藩に夫々御預けになる旨の命が傳へられた。藤澤父子も、明治二年正月二日、他の藩士たちと共に、鹽川を出發、高田藩に送られたが次男啓次氏だけはどうした仔細だつたか東京へ持つて行かれた。この幽居中と雖も父忠啓氏は、相變らず相當多忙な日を送つてゐたらしいが正啓氏も亦これを好機として、自身專へに文武の

道に精進する傍ら、一方高田藩の年少子弟たちのために、教道勤假役といふのを仰せつかつて、銳意、これが指導訓練に當つてゐたのである。
 當時、忠啓氏の詠懐の一つに
 きのふけふこゝにこし路と思ふまに
 つか高田の秋風ぞ吹く
 といふ一首があるが、雪國だけに秋風も早く訪れたことであらう。ところどころの早い秋風が、やうく身に沁む頃ともなつた十月の六日、一つの吉報がもたらされて、罪なくして配所の月を見る人々の胸を、喜びに躍らせた。それは、會津藩主家の家名を、血縁の實子容大公に承繼させよとの恩命が、保科公に達したといふ通知であつた。家

のことよりも、主家の身の上を、より多く案じ煩つてゐた忠啓氏は、その喜びを
 風立ちし御代にあひ津の松が枝も
 みどりにかへす春は來にけり
 うれしさのこゝろを何といはしらの
 鶴のあふきに君かへりませ
 うきことのいつはつべしと思ひしに
 こゝろはれゆくけふのあかつき
 と詠んでゐるがけだし詐らぬ至情であらう。

しかしながら、この吉報と相前後して、一つの試練が——深刻な一つの試練が宙に迷つてゐた藩士たちの身の身に訪れて來たのである。即ち、容保公の實子容大公に松平家家名相續の命が下り、華族に列せられたのは、越えて明治二年十一月四日であつたが、同時に同公に對し陸奥の國斗南の地に於て三萬石の封を賜はるといふことになつたのである。斗南といふのは舊南部領の一部で、積雪半歳に互り、しかも當時に在つては、茫々たる一望の荒蕪地であつた。藩士たちは、そこへ行つて新に開墾事業に従事しようといふのである。さうした土地であるから、三萬石と稱するものゝ實收は僅に七千石に過ぎなかつた。三十萬石の大藩の藩士たちが、實收僅か七千石の荒蕪地へ移つて、大小の代りに鋤や鎌を手にして、開墾を始めようといふのであるから、當時としては丸で鳥流し見たいなものであつたらう。その惨めさは想像に餘りある。勿論、七千石で藩士の全部が養へるものでないことは解り切つたことであるから、或るものは會津に留り、或るものは農商に歸し、その

或るものは東京その他の土地へ行つて夫々生活の道を求めるといつた工合に藩士たちも一時四散の形を取り、結局斗南へ移住したものは、二千八百餘戸に過ぎなかつた。この二千八百餘戸が延長數十里に亘る斗南の地に、點々散在して、開墾事業に従事してゐたのである。一家が受取るころの米は、平均四人扶持、一ヶ年にして玄米七石二斗といふ僅少のものにすぎず、何れも飢餓線を彷徨するの慘狀を呈してゐた。藤澤一家と雖も、勿論その例外ではあり得なかつた。文字通り粥を啜つて僅にその日を過してゐたのである。かうした生活が、藤澤家の場合でいへば、明治三年暮頃から同六年五月まで約二ヶ年半、藤澤氏の場合——氏は、家族とは別に、暫く高田藩に世話になつてゐたらしい——いへば、高田から引き揚げて來た明治四年の六月から、翌五年五月までの約一ヶ年間、繼續したのであつた。何といふ運命の顛落であつたらう。しかしながら、仔細に考へて見ると、これは運命の顛落ではなくて、運命の轉換であつたのだ。轉換への一つの試練であつたのだ。それは新

しき時代、新しき生活への發足と適應とを意味する。新しき時代は、主人の祿を食むことの代りに、自らその力に食むべきことを要求するだらう。新しき生活は亦その線に沿ふて始められなければならぬ。この轉換期の要求は、他藩に在りては後退する勢力形式である多くの武士たちを一時に路頭に迷はせ、路頭に迷ふとまでいふものでも、貧乏へ追ひやつた。それにも拘らず、會津藩の多くの藩士たちが、新時代の要求に應じて、よく新生活へと起ち上ることが出來たといふのは、かうした苦い試練を経て來たといふことがその一原因をなしてゐるのではないかしらと想像される。「斗南の經驗はワシたちにはよい修業であつた。ワシたちは、この期間に、困苦缺乏に堪ゆる試練を経て來たのである」とは、藤澤氏が生前語つたところで、私もこれを耳にしてゐる。私は、藤澤氏のこの言葉に一つの註釋を與へる意味で、以上の如くに想像するのであるが、その端的な體驗者、體驗の端的な活用者の最も典型的なるものゝ一人が外ならぬ藤澤氏自身であつたらうと思ふ。



(四) 語物子莊

逍遙自在

——莊子內篇逍遙遊——

故夫知效一官、行此一鄉、
 德合一君、而徵一國者、其自視
 也、亦若此矣。
 而宋榮子、猶然笑之。
 且舉世而譽之、而不加勸。
 舉世而非之、而不加沮。
 定乎內外之分、辨榮辱之竟、
 斯已矣。
 彼其於世未數々然也。雖
 然、猶有未樹也。

夫列子御風而行。泠然善也。
 旬有五日而後反。
 彼於致福者、未數々然也。
 此雖免乎行、猶有所待者也。

萬のもの、各々その立つところがあ
 る。大小異なれど、その位に素すれば
 自ら天真をうる。
 身分はそれ／＼違ふけれど、其の學
 び得た智識才能によつて、一つの官に
 つき、位を得。
 或は我が身を脩めて、善き行を爲
 し、人々に景慕せられて一郷にその名
 を知られ、
 或は智徳をみがき、一君に寵せら
 れ、徴しあげられて、國政にたづさは
 り時めくなど、
 各自その官や位の高下こそあれ、得
 らずとして我を視ることや斯くの如
 し。

いはゞかの、さら／＼と谿に流るゝ
 小川さへ、安らかに紅葉を浮べて、よ
 しや細くとも、川は川である。

或は舟をうかべて棹すほどの川もあ
 り、
 或は洋々として、大船を下せしむ
 る大江もある。
 且つ夫れ、これら大小の川々を吞吐
 して、吞吐するさへ知らぬほどの大海
 もあるのだ。

さればこそ、宋の賢人宋榮子は、猶
 然としていかにも自得せるものゝこと
 く、物にみとほしをつけたやうに、微
 々笑むのである。
 世を擧げてみなこれを譽めあげてみ
 ても、我が本来の徳には、何物一つと
 して加へ勸むることなく、
 世を擧げてみなこれを非つてみて
 も、微塵だも何等損することなく、
 一より我が行を退むべき何ものも

ありはしない。
 これ彼れは、本心は内にして、萬物
 は外たるの分別を定め、榮達、窮辱は
 これ外からのもの、世の毀譽褒貶に内
 の心を煩はすことはないと辨へてみれ
 ば、又自ら超然たるものがある。
 さはいへど、彼はまだ世に於いて、
 あきたらぬものがある。すてきれぬも
 のがある。
 彼はまだ、金剛不壞の大地に樹たざ
 るものがある。

夫の列子の如きは、風に御つて空中
 を自在に飛行く。
 冷々然としていかにも、心地よい。
 それも一寸の時の間ではない。十有
 五日も飛びあるいて、自由にかへると
 いふ位。
 さはいへど、彼には衷心に未だあき
 たらず、満足出来ないものがある。
 足を擧げ、足を下して凸凹の、地上
 の途を行くといふ、その煩はしさは免
 がることも、それは風あつてのこと。悲
 しいかなや風なくば、その風を待たねば
 ならぬ。

若夫乘天地之正、而御六氣
 之辨、以遊無窮者。彼且惡乎
 待風哉。
 故曰、至人無己、神人無功、
 聖人無名。

堯讓天下於許由曰、日月出
 矣。而燭火不息其於光也、不
 亦難乎。
 時雨降矣。而猶澆灌、其於澤
 也、不亦勞乎。
 夫子立而天下治。而我猶尸之、
 吾自視缺然請致天下。
 許由曰、子治天下、天下既已
 治也。而我猶代子、吾將爲名
 乎。名者實之寶也。吾將爲寶乎。
 鶴鷄巢於深林、不過一枝。
 偃鼠飲河、不過滿腹。
 歸休乎君。予無所用天下
 爲也。

庖人雖不治庖、尸祝不越
 樽俎而代之矣。

若し夫れ天地の正氣に乗つて、或は
 雲を起し、雨を降らし、或は夜とな
 し、晝となし、陰陽明暗を御し、春夏
 秋冬の巡行を司り、生死を超脱して、
 無窮の變、無礙の妙境に遊ぶものに至
 つては、何等内に外に待つものがない。
 故に曰ふ。至人は、天地の大道に歸
 するが故に固より己なく、
 神人は、天地の正氣に乗ずるが故
 に、自の力とし、功としてのむ何も
 のもなく、
 聖人は、天地の大道を、わが行とす
 るが故に、行くところとして、通ぜざ
 ることなければ、譽めらるべき名さへ
 あり得ない。
 むかしの唐の世に堯帝が、天下を許
 由といふ聖人に譲らうとして、
 「いまや日月出で、天が下照さ
 るところはないのに、
 尙ほ燭火を燃して息めなかつたな
 らば、その燭火の光は、あれどもなき
 が如しで、無駄なことである。

雨降るべき時に雨ふつて、大地の田
 畑は、みなその潤ひに浴してゐるの
 に、
 尙ほも如露を提げて、浸灌いで止め
 なかつたならば、その澤ひを施くやも
 とより徒勞ではないか。
 徳は日月の如く盛なる夫子にして、
 若し位に即かれたらば、民自ら化する
 ものがありませう。

それなのに、我れ猶ほも政を尸るな
 ど、吾れはみづからよく／＼考へ視れ
 ば、その爲す所に缺けてをるものがあ
 る。
 どうか夫子、天下を治めて下さい。
 といふのであつた。
 許由が答へてまうすには、
 「子が天下を治めて、天下は既に治
 まつてゐる。

それなのに、我れ猶ほ子に代つて天
 下を治めるならば、われは名譽のため
 にすることになりませう。
 名といふものは、他人により立てら
 れるものであつて、もとこれ外に在
 り、他に屬するものなれば、

名をもつて實に對すれば、實は主人
 にして名は賓である。
 外物たる名のために、自らその身に
 そなる實を捨つるなど、どうして出
 來ようぞ。
 例へば、かの鶴鷄といふ鳥は、深林
 のうちに巢をつくるが、その巢くふや
 僅かに一枝に過ぎぬ。
 地の中にすむ偃鼠は、漫々と漲る大
 川に水を飲めども、その飲むや僅かに
 己が腹を満たすにすぎぬ。
 われに國を治めよなどいふこと
 は、歸休られたい。
 この子には天下に何の用があらう
 ぞ。

今神を祀るにあつて、犠牲を料理
 する庖人が、どのやうに下手なれば
 とて、
 尸祝が、神にさぐる酒を入れる樽
 や、或は肉をのせる臺をさしおき、神
 の前を退いて、自ら厨に下り、庖人に
 代つて刀を執ることは致しますまい。」
 と許由は答へた。

賀陽宮殿下 特別武道大會 覽台

府中刑務所謹記

昭和十七年十月七日、

樹徳殿に畏くも賀陽宮恒憲王殿下を仰ぎ奉る。殿下にはこの日刑務職員の鍊成特に武道振興の有難き思召より府中刑務所御視察の御後、親しく當道場へお成り遊ばされ在京刑務職員の柔道及劍道特別試合の台覽を賜つたのである。

午後二時五十分鷺津典獄の先行、吉田府中刑務所長御先導申上ぐれば殿下には岩村司法大臣以下多数の隨員を従へさせられ御軍装も凛々しくお靴音も

爽やかに御歩を運ばれ諸員奉迎裡に正面御椅子に御着席遊ばされた。一瞬水を打つた様な静けさが場内を包む。目のあたり殿下をお迎え申して諸員恐懼感激を新にしたのであらう。

謹んで場内を見渡せばあくまで清淨無垢、磨き立てられた床板に折から差し込む秋陽が映え神々しい迄に明るく威儀を正して居並ぶ暗觀者の面上もほのかに紅潮して見ゆる。

やがて森山戒護課長忝しく試合開始を言上すれば息詰るばかりに緊張した空気を震はせて呼び上げられた劍道選士は審判員教士白土留彦を挟んで御前に參進一輯して愈々榮えある勝利を争ふことになった。殿下台覽に選士は感激をそのまゝ劍に籠め互に秘術を盡し心魂を打込んでの敢闘が展開され行刑戦士の意氣亦茲に發揚された。

殿下を御座席に拜すれば卓上の番組表を御覽になつては御興深く試合にお眼を注がせ給ひ時に所長をお招きになり種々御下問の御様子、お側近く侍立した所長が謹んで申上ぐる御説明に御氣輕にお向き遊ばす畏さ、御前を進退

する選士の敬禮に御會釋を返し賜ふ有難さ、その御舉措の悉くが尊くも辱けなき極みであつた。

場内一杯にひろがる氣合鋭聲、火花散る劍尖、試合漸く佳境に入れば、殿下には御身じろぎもあらく御熱心なる御觀戰にて御眼差しのお優しき中に輝きありその御容姿の端正さには諸員一同深く御感歎申上ぐるのである。洵れ承れば戸山學校長の御要職に在し武道に御造詣深く渉らせらるる御由、御日常の程も拜察せられて畏き畏き次第であつた。

斯くて接戦數番の後範士高野佐三郎審判の下に優勝戦に入り小菅刑務所木暮優選士の制覇を以て劍道試合を終了した。

次で柔道試合に移る。審判員は教士白井清一範士三船久藏。これも在京刑務職員の中より簡拔された精銳、堂々の體軀を柔道着に包み今日の光榮に双頬をかゝやかせて登場、謹んで一體の後肉彈相搏つ熱闘が繰り擧げられた。二個の技と力は憂然眞正面より激突、燃え立つ闘志は凄じ

きばかりである。殿下には聊かの御疲勞の御様子もなく御感いよいよ深きに拜され、時に御微笑を洩させ給ふなど御満足の程は畏かつた。

善戦美技には陪觀者等しく手に汗を握り、或る者は不知の間に前へ乗り出し御前なるに氣付いてハッと姿勢を復せるなど喝采こそなけれ滿場の熱氣これに應へたのであつた。白熱戰數番の後小菅刑務所小林庄五郎選士の優勝を以て全試合を滞りなく完了した。諸員ほつと一息する間もなく興奮未だ醒めやらぬ内に選士の成績發表、引續き賞品授與が行はれた。榮譽の入賞者は感激の胸を抑え、をのきの手に司法大臣より受賞すれば諸員拍手を以て之を讃えた。あゝこの名譽この光榮、武道選士の幸これに過ぐるものあらうか。

健兒、いよいよ精進自重あれ。賞品授與了つて再び戒護課長試合終了を言上、諸員起立最敬禮申上ぐれば殿下にはいと御機嫌麗しく所長の御案内にて御休憩室に入らせらる。時に午後四時五分。

同二十分御歸還の準備相整ひ支關脇に關係者一同堵列奉送申上ぐる中を殿下には御乗車御擧手の禮を賜りつゝ御歸還遊ばされたのであつた。

ふりかへり見れば樹徳殿の薨は澄み切つた蒼穹の中に金色の夕陽を浴びて今日の光榮を象徴するかの如く高く高く聳えてゐた。

忘れめや、全國刑務職員諸子、この光榮を。そして殿下の御心に報ひ奉るの途は各員倍々職域に奉公心身の鍊成あるのみなるを。

當日出場の選士氏名並に成績は左の

通りである。

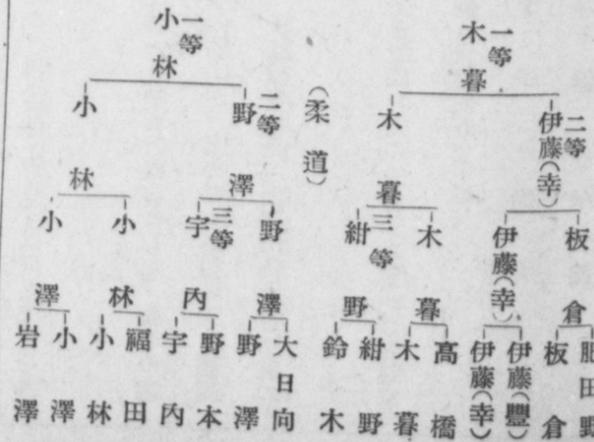
(劍道)

府中	三段	肥田野忠太郎
豊多摩	四段	高橋鶴次郎
豊多摩	四段	伊藤豊次郎
東京拘置所	三段	紺野勇吉
東京拘置所	三段	板倉好馬
小菅	四段	伊藤幸江
小菅	四段	木暮優

(柔道)

府中	三段	大日向次郎
豊多摩	三段	野本嘉和次
豊多摩	四段	小澤五一
東京拘置所	三段	宇内伊織
東京拘置所	三段	福田勝治
小菅	三段	野澤國榮
小菅	三段	小林庄五郎

成績(劍道)



刑務所便り

東北行刑衛生集談會の記

宮城刑務所

九月二十六日、當日は天高く晴天なり、午前九時一同參集して所内を參觀す。

午前十時當所會議室に於て開會國民儀禮に續いて枇杷田所長挨拶として非常時下行刑衛生の重責を説くと共に懇切

なる希望を述べらる。斯くして衛生事務報告あつて後協議に入る。協議は提案者の理由説明に始まり會員各々意見を開陳し相互に理解協調して終る。

正午協議を終了し一同午餐

を共にす又記念撮影をなす。

午後一時講演に移り午後五時意義深く盛會裡に閉會す。

演題及講演者左の如し。

一、受刑者の食物神經の機能に就て 海藤囑託醫

一、保健助手の立場に就て 小島保健助手

一、藥局方の雜感 横山藥劑師

一、年齢より觀たる犯罪者の生物統計學的知見 安達保健技師

に就て 橋本保健技師

一、大東亞戰爭と口腔衛生 坂本齒科醫

一、犯罪者の遺傳體質學的調査に當りて二三の知見 山村助教

閉會後仙臺市五軒茶屋に於て懇親會を催し席上出征會員の武運長久を祈ると共に感謝と慰問の寄書を發送す

出席者 橋本醫務課長(青森)

町田醫務課長(秋田)

藤田保健助手(盛岡)

太田囑託醫(郡山支所)

尼子囑託醫(仙臺支所)

大江囑託醫(松島作業場)

櫻井囑託醫(槻木作業場)

高田保健技師(船岡作業場)

倉田醫官(少年院)

枇杷田所長

安達醫務課長

山村精神科囑託醫

海藤囑託醫

坂本齒科囑託醫

横山藥劑師

鈴木、小島各保健助手

賀陽宮殿下をお迎へして

府中刑務所長 吉田 律 謹 話

富嶽の靈峰が、斷雲棚曳く上に、くつきりと、その秀麗な姿を現はした秋晴の佳き日、詳しく云へば、昭和十七年十月の七日に、畏くも賀陽宮恒憲王殿下には、戸山學校長の要職にあらせられ、戦時下御用務極めて御多端の折柄にも拘りませず、收容者の生活一斑乃至は作業状態御視察の難有き思召を以て、府中刑務所へ御成り遊ばされたのであります。當所の光榮之れに過ぐるものなく、唯々恐懼感激の外はありません。

此の日、先着の岩村司法大臣と大石秘書官とは、小職等府中の職員と共に、支關前に整列して、御一行の御着を待受けられました。

正午頃、正木行刑局長と森山保護局長同乗の先驅車が、前庭小池の向側に現はれ、やゝ間隔を置いて、將官旗を掲げた御召車のビツクが、ゆるいカーブを切つて疾走して参り、支關前でピタリと止りますと、御附武官の大場中佐が、自動車の扉をあけられ、軍装凛々しい殿下が、奉迎者の最敬禮の裡に、御下車遊ばされて、一同に對して御會釋を賜はりました。御供は、松阪檢事總長、大

森司法次官、清原秘書課長、野治少將、加藤大佐、森永中佐、竹下大尉等でした。

岩村司法大臣が、直に殿下を、所長室内にしつらへた御座席へ御案内申上げますと、殿下には、奏任官に對しては單獨で、判任官に對しては列立で、それぞれ謁を賜はつたのであります。

賜謁がすんで小職は、殿下を三階の貴賓室へと御案内致しました。秋晴の富士の嶺や、萬葉集などに出て参ります多摩の横山が、窓外に眺め得らるる瀟灑な一室、そこで殿下には、岩村司法大臣、松阪檢事總長、大森司法次官陪食の許に、御晝食を召上りになりました。

御晝食後、殿下には、隣室の大講堂へ歩を運ばれたのであります。大講堂には、次のやうな行刑参考品の數々が陳列されてあります。

- 鉢 割 足 柳 十 手 鐵 丸
- 棒 鎖 罪 石 懸 錘 手 錠

革手錠 捕 繩 聯 鎖 防 聲 具

江戸時代の捕物具 江戸時代の刑具 御觸書

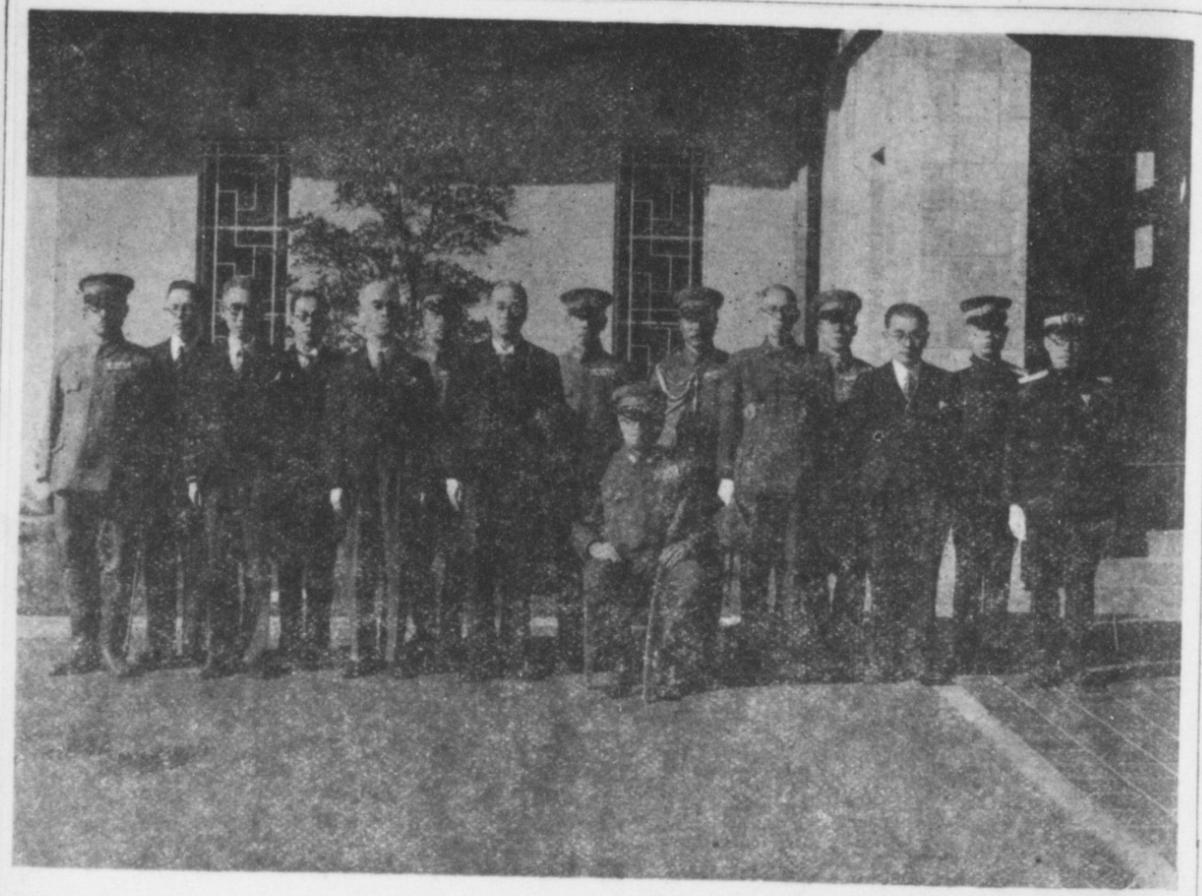
御定書 國事犯名簿 罰文編冊 其の他

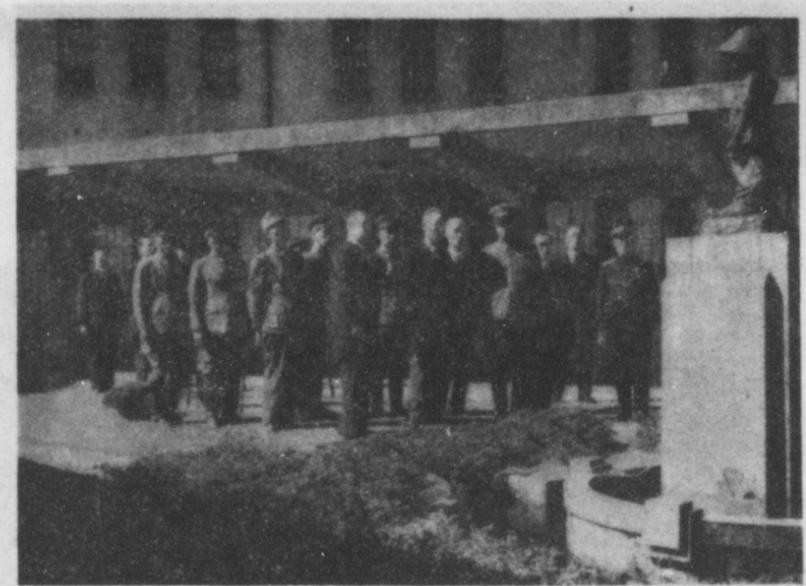
正木行刑局長が、是等の使用方法や、由来沿革等に就て、詳細に御説明申上げますと、殿下には一々御領きになり、興味深げに聴取されたのであります。かくして殿下には、森山保護課長の先行、小職の御先導にて、所内を隈なく御巡覽遊ばされました。

先づ最初に、雜居房の中央部を通り抜けると、そこは教誨堂の前庭によつてゐて、綺麗に刈込まれた芝生の奥に、青々と茂つた葛の葉を背景に、北村西望作の『將軍の孫』が擧手の禮として、仰ぎ見る人々をお迎へしてゐる。足下の洗水には、緋鯉の群れゐる清水がたゞへられ、折柄の秋の陽が燦々と降りそゞぎ、如何にもなごやかな雰囲気醸し出されてゐる。此處だけは、どう見ても刑務所内とは思へない一副で「收容者は此の銅像を仰ぎ見まして、童心に還つて教誨堂へ這入るわけで御座います」と申上ぐるや、殿下には「成程」と申されてはゝあまりました。

教誨堂内を一巡して、更に雜居房舎に返へり、房内を御覽に入れ、地下道をくゞつて工場地帯に出たのであります。

銃彈容器的紙函や、航空發電機の一部品や、電気計器類を製作してゐる東部第一工場から次々に第四工場を抜け、浴場に入り、そこで廻轉式の着物掛と砂時計とを御眼にかけました。





旋盤やミールリングが、間断なく廻轉して、彈丸と拳銃の部品を生産してゐる第六工場と第五工場を通り、逓信省の職員用被服を大量に縫製しつゞけて居る第七工場乃至第十工場を経て中部工場へ出る。第一第二第三工場共木工場で、彈薬箱類が到る處に山と積まれてあるが、受刑者の勤勞振を、窓越しに御

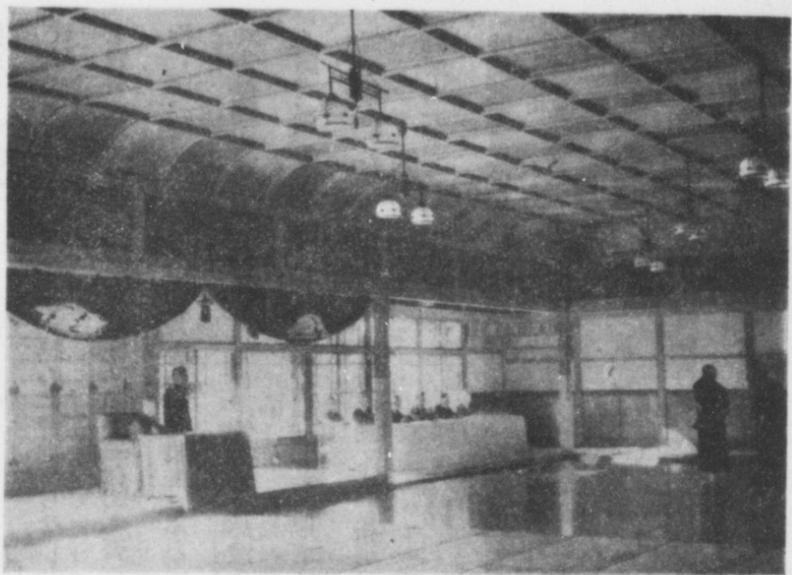
覽に入れて、西部工場へ赴きました。逓信省の行囊を製作し、電報用紙や簡易保險用紙を印刷してゐる間を縫つて、工場外に出ると、鐵道の引込線がある。丁度貨車が西門から這入つて來る所であつたので、それを御覽に入れる。そこから小門をくゞつて再び舍房地帯に入り、伊勢神宮遙拜場に於て大廟を遙拜して、獨居房舎へ御案内し、色々と御説明申上げました。

最後に、炊場と接見室を台覽に供し、以上で所内の御巡覽を終らせ給ふた譯であります。

殿下には御少憩の後、樹徳殿へ赴かれました。其處には在京の刑務所から、四名宛選抜された劍道と柔道の選士が、殿下の御成りを御待受けしてゐたのであります。

殿下が御臨場遊ばるゝや、選士は審判員と共に、最敬禮を以て奉迎致し、直に台覽試合を開始しました。此の光榮に浴した審判員と選士は、左の人々であります。

劍道の部
審判員 高野佐三郎範士 白土留彦教士



審判員 三船久藏範士 白井清一教士
選士

- 三段 宇内伊織君(東 拘)
- 三段 野澤國榮君(小 菅)
- 四段 小澤五一君(豊多摩)
- 四段 岩澤彦夫君(府 中)
- 三段 福田勝治君(東 拘)
- 三段 小林庄五郎君(小 菅)
- 三段 野本嘉和次君(豊多摩)
- 三段 大日向次郎君(府 中)

柔道の部

- 選士
- 鍊士 鈴木 保君 (東 拘)
- 三段 板倉好馬君 (東 拘)
- 鍊士 伊藤幸江君 (小 菅)
- 四段 木暮 優君 (小 菅)
- 鍊士 紺野勇吉君 (豊多摩)
- 四段 伊藤豊次郎君 (豊多摩)
- 四段 高橋鶴次郎君 (府 中)
- 二段 肥田野忠太郎君 (府 中)

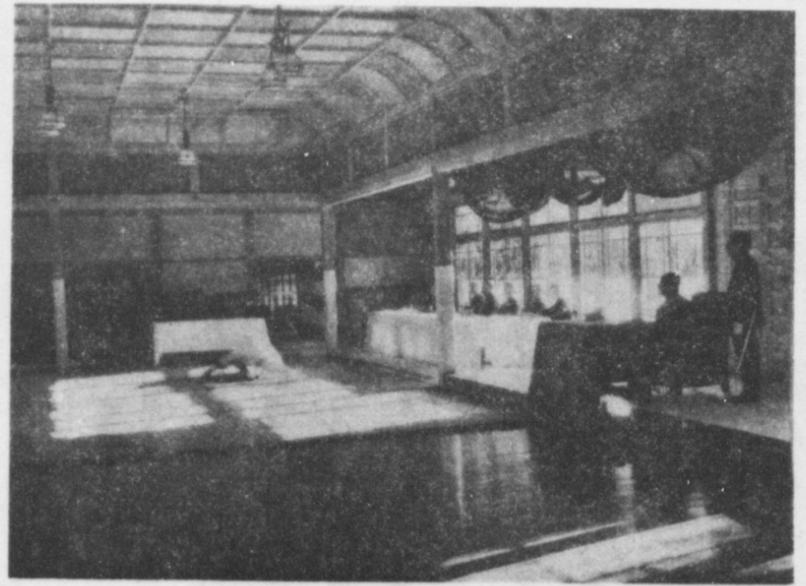
是等の選士が、殿下の御前で、龍闘虎撃の熱戦を演じ、互に秘術を盡してその妙技を發揮したのであります。殿下には武道に關し御造詣深しとの御こと、小職は御傍近く侍立致し、終始御下間に奉答してゐたのであります。柔道の小林君を推奨して居られました。同君一生の光榮と存じます。

試合は勝抜の方法で行はれ、結局劍道では一等木暮君、二等伊藤君、三等紺野君、柔道では一等小林君、二等野澤君、三等宇内君で、司法大臣により夫々

賞品が授與されました。

かくて殿下には、職員一同奉送裡に、御機嫌殊の外御麗はしく、午後四時二十分に御歸還遊ばされたのであります。

殿下の台臨に關し、收容者に對しまして、豫め告知しては置きませんでした。そこで其の翌八日に、晝食時を利用し、左の告示を發



しました。

昨日は戸山學校長陸軍少將賀陽宮殿下、當所へ台臨、所内限なく御巡覽遊ば
されました。御供は岩村司法大臣、松阪檢事總長、大森司法次官、正木行刑
局長、森山保護局長、野治陸軍少將、加藤陸軍大佐、大場陸軍中佐等であり
ました。かゝる高位高官の方々が、多數同時に御來場に相成りました事は、長
近來にない盛事であつて、誠に光榮の至りに存じます。殊に宮殿下には、畏
くも製品に御手を觸れ給ひ、熱心に台覽あらせられたる後「社會一般の工場
を視察する時など、職工等が仕事の手を休めて吾々を凝視するを例とするに
拘らず、當所に在りてはさる者なく、臆目もふらず實によく働いてゐる」旨
の御感想を御漏らし相成りたるは、洵に恐懼感激の極みであります。之れ全
く諸君が、本官の豫ねての告諭を遵守したる賜であつて、本官の満足之れに
過ぐるものなく、司法部の大官方に於ても、格別に御満悦の模様に見受けら
れました。

時局愈々重大にして、生産の擴充は、今や我國に取つて極めて緊急事となり
たる折柄諸君は今回の榮光と感激とを身に體し、益々精進努力し、以て君恩
に報い奉らん事を期せられ度。以上

之れに因て全收容者は、賀陽宮殿下の台臨を始めて覺知し、感激一入なるも
のがありました。「殿下には、親しく吾等を御視察あらせらる。私は今日のこ
の一日の光榮を、いつ迄もいつ迄も、私の胸より去らしめず、夜半靜に臉を閉

づれば、いつしか臉に熱い熱い玉の雫のあるを覺えた。永い内省より吾にかへ
つた時、私は未だ涙のある人間であることを知つた」とか「殿下の御視察が、
事實であると解つた時、私も一人の日本人であると云ふ事を刹那的に骨の髓よ
り反省させられたのである。吾々囹圄の者へまで、洪大無邊なる大御心を垂れ
させ給ふかを拜察するとき、唯々恐懼感激更生への覺悟を膚一層新たにされたの
であつた」とか「私はこの日、この時の感激を深く胸に留し、愈々決心の膽を
固め、皇國臣民に耻ぢざる一員となるべく、櫻花と散る勇夫の如く、日の丸の
御旗の下に斃れても猶やまざる報國の決意を深めた」等の感想を寄せて参りま
した。殊に殿下が、東部工場御巡覽の砌り、啞者たる一收容者の敬禮に對し
て、擧手の御答禮を賜はつた由を傳へ聞いた者は、孰れも有難さに感泣したと
云ふことでもあります。

殿下の台臨は、收容者の教化上、恐らく計り知るべからざる結果を齎した
ことと確信します。

小職は、小菅に勤務中昭和五年一月に、高松宮殿下の御成りを拜し、今また
賀陽宮殿下の台臨を仰ぎ奉り、一生の中に二回までかゝる光榮に浴し、小職の
幸福之れに過ぐるものなしと存じます。此の上は、只管に行刑の使命達成に精
進努力し、以て洪恩の萬分一に酬い奉らんことを念じつゝ、此の謹話を終りま
す。



南方軍政の進展

陸軍では今回最初の南方軍
政會議を召集し、中央の根本
方針を明示すると共に現地の
實情を充分に把握し今後の軍
政の強力な展開を期するに至
つた。

我南方占領地域はマレー、
スマトラ、ジャワ、比律賓、
ビルマ、ボルネオ、香港を併
せてその面積實に二百五十二
萬平方キロ、我本土の三・七
倍に上り人口九千三百萬を超
える。之等地域の統治が先づ
軍政を以つて行はれることは
本年二月の議會で東條首相の
宣明した通りであるが、早く
も軍政施行以來六ヶ月四至八
ヶ月を經過した。

軍政の性格も、英領であつ

た香港・マレーでは直接統治
の方式によるのに對し比島ビ
ルマの統治は間接的で中央地
方の行政機關に現住民を容れ
る等各地域の特殊事情によつ
て自ら異なる點がある。複雑多
岐な民族、宗教、思想、感情
言語等に對處する上に絶えず
襲ふ敵の反攻裡に建設がす
められねばならない。此等の
困難にも拘らず軍政の進展は
著しく、軍政機關も略々整備
をとげ茲に發足以來半歳の實
績を検討し今後の本格的大建
設を圖るべき時機に到達した
のである。新しき段階の基本
方針を策する今回の軍政會議
の結果が大いに期待される所
以である。

重慶と治外法權撤廢

孤立重慶への懷柔策として
米特使ウイルキーの齎したも
のは米英の支那治外法權撤廢
の約束であつた。十月十日双

十節を期しての右の發表を蔣

介石は果然欣喜して迎へた。
彼は不平等條約廢棄の實現と
して之を讚美し、中國國民は
この友好と誠意の表現に痛く
感動してゐると宇頂天になつ
てゐるが、これこそ肚黒い米
英の野望に踊りそのお先棒を
かつぐものだ。元來日本は既
に英米租界を奪取して國民政
府に返還し支那における治外
法權は全く有名無實となつて
ゐる。今更もつともらしく之
を撤廢すると云つても何の意
味もない。米英は何も失ふも
のはなく元手いらずで重慶に
恩を賣りつける。かゝる空虚
な欺瞞策に乗せられる中國民
衆は一人もゐないにも拘らず
民衆への手前重慶は「更に一
歩をすゝめ一切の對支不平等
條約を廢棄せよ」と米英に要
求しつゝある。實の伴はぬ米
英の援助を頼りに抗日をつい
ける蔣政權の迷夢は何時醒め

ることか。

南米の動向

アメリカ合衆國の中南米諸
國に對する反樞軸陣營引込工
作は従前から執拗に続けられ
て來たが、敗色の濃化するに
従ひ愈々露骨となつて來た。
現在では中南米二十ヶ國のう
ち十ヶ國が對樞軸宣戰を布告
し八ヶ國が外交關係を斷絶し
てゐる。南米のABCの中ブ
ラジルは八月獨伊に戰を宣し
残るは南米の盟主を以つて任
ずるアルゼンチンと、チリー
の二國のみ、この二國は本年
一月のリオ汎米會議以來の抑
壓に抗し一貫して中立政策を
堅持して來たのである。

然るに九月末アルゼンチン
の下院は六十七對六十四の僅
差で對樞軸斷交勸告案を可決
し、カステイリョ大統領は中
立拋棄に絶對反對でも、中立
維持が決して舉國的でないこ

とを示してゐる。尤も右案は

上院回付の餘日なきたため次期
議會まで持越され事實上握潰
しとなつたけれども、米の抑
壓懷柔の手は益々強く深く伸
び、はては公然たる恫喝にま
で及んで來た。即ちウエルズ
米國務次官は「チリー、アルゼ
ンチン兩國政府が樞軸諸國と
斷交しないばかりでなく自國
領域を樞軸國の公式、非公式
の利用に委ね隣邦に對する敵
性活動の根據とさせてゐる」
と聲明したので兩國は敢然之
に強硬な抗議を發した。就中
チリーのリオス大統領は之に
憤慨豫定の訪米を取止めるに
至つたが、紛争は更に轉じて
チリー内閣の總辭職にまで發
展した。兩國とも中立維持を
めぐつて苦難と混迷の途上に
あり、その去就は米の實力を
示す指標として世界の注視を
浴びてゐるところである。



明日のタイ

松永彦雄

一、思ひ出

やがて大東亞戦争の感激に満ちた一周年が近づいて来る。この一年間の變化が東亞に與へた影響は全く言葉に現せない程である。昨年の今頃はタイの動向が問題の中心となつて我々の關心を集中させて居つた。今こそ日タイ兩國は固い攻守同盟と經濟提携の上に大東亞共榮圈建設といふ共同目的に向つて懸命の努力をしてゐるのであるが、當時はタイ佛印國境紛争の解決會議であつた東京會談、日本の南部佛印進駐、英米の日本資産凍結、タイ内閣の改造、日米會談等の引續く國際的諸問題の中に果してタイは日本の友邦であらうかどうかと、いたく當局者を憂慮せしめたものであつた。亦當時のタイの國內情勢には、しかく簡單に我々を安心せしめられぬものがあつたし、他面英米

の謀略宣傳には充分それを裏付けるものがあつたのである。

賢明なるタイの首相ピブンが、この國の非常時に當つて其の途を誤らなかつた事は、東亞の爲めに全く喜ばしいことであつた。大東亞戦争勃發と共に日タイ兩軍は相協力して馬來に、ビルマに、其の輝かしい戦果を擴大して行つた。タイが白人帝國に宣戰を布告して、斯くも輝かしい戦果を得たのはタイの歴史始まつて以來の出來事であり政府始めタイ國民一般が國を擧げて感激に燃えてゐるのは極めて當然のことである。以來タイは英米の經濟的依存を脱却することとなり、新たに日タイ經濟提携の實を擧げつゝ、慶祝使節の交換を行ひ、兩國の親善、協力の姿は日一日と深められつゝある。

斯かる一年間の出來事を追憶するに

つけても、今後益々日タイ兩國のより一層の緊密なる協力を希ふと共に我々のタイに對する認識を正しくし、同情を深くし且つ指導を誤らざる様心掛けねばならぬし、且つそれだけの責任を痛感する次第である。

大東亞省も既に設立せられ、タイに關する政治、經濟、文化に於ける諸般の問題はこの省に於いて實施せらるゝこととなつた。大東亞省の設立は極めて自然の事柄であり、タイに對して何等内政干渉でもなんでもない。併し出來る丈け誤解は避けなければならぬ。從來の國家理念や、國際法の理念に従ふものは、簡單に内政干渉の如き觀念を持つ様であるが、甚だしい認識不足と云はねばならない。故にこの際タイの現状に就いて少しく述べることも決して無駄ではないであらう。

我々はタイの政治を極めて簡單に考へてゐるが、其の内情を多少詳にするに、しかく簡單ではないことが判る。タイの現政體は、即ち立憲政體は今より十年前確立せられたものである。その立憲革命が何故に行はれたかは、今此處に述べることを省略するが、この革命に當つた少數の青年文武官が今日政府の中心人物である。

首相のピブン・ソングラム元帥にしてブラジツトにしてシンにして、プロムにして皆當時の革命の志士である。従つて現在革命黨員でなければ政府の樞要の地位に就けない様な實情にある。

革命以來十年、當時革命に参加しなかつた者でも知識、能力に於いて優秀な人々が多數志を得ないで今日政治の下積みとなつてゐる。斯かる人々の間に不平が起るのは極めて自然である。斯様な志を得ない、而も優秀なる人々が往時の王制を追慕するものもあながち不自然ではない。即ちタイに於ける政治上の問題は此の革命黨員と然らざる者とを今後如何に取扱ふかといふ處に極めてデリケートな困難と複雑性がある。

第二にタイはピブン首相の獨裁政治

だとしてよく云はれる。なる程ピブンは國內樞要の地位を兼務し、陸海空軍を其の司令下に置き、洵に形の上に於いては獨裁的色彩が強いのであるが、彼の地位が果してヒトラヤ、ムツソリーニの如き地位にあるか否かは多大の疑問の存するところであらう。形の上の獨裁が、果して眞の獨裁であるか否か餘程慎重に考慮する必要がある。否彼の場合に於いては形の上に於ける獨裁の姿が完備さればされる程、彼の持つ力は減つて行くのではないかとさへ思はれる節がある。

來歐米崇拜で固つて來た彼等が、大東亞戦争の勃發と共に、一躍歐米を向ふに廻して宣戰布告をしたものゝ、腹の底から日本頼むべしといふ積極的信念を持ち得ないのも亦極めて自然である。

當面の責任者である首相ピブンが、如何に對日認識に於いて正しく、亦如何に彼の認識が信念的であつても、政府の他の人々を即座に彼の認識に迄引上げることは仲々困難である。こゝにも亦タイ政治の複雑性の一面がある謂である。

的に轉換するかといふことである。タイの主要輸出品たる米、錫、ゴム、チルク等は戦前其の大部分を英帝國に輸出して居つたのであり、その對價として、國民の生活必需品たる雜貨、高級食料品、器具類、機械類の輸入を専ら歐米諸國に仰いで居たのである。大東亞戦争直前には日本にも相當量の米が輸入さるゝに至つたのであるが、それは大東亞戦争直前のことであり、一般的に見れば、日本との貿易關係は極めて薄かつたのである。英米に對し宣戰布告をなすと同時に、この貿易が止つたといふことは、今後タイの主要輸出品たる前記の商品を如何に處理するか、亦從來輸入されて居つた諸商品を如何に獲得するか、といふ問題である。もとより大東亞共榮圈確立の曉には、タイの産物は一應大東亞に於いて消化すべく計畫されるのは勿論であるが、目下は共榮圈確立の段階であり、直ちに大東亞物動計畫が實施せらるゝものではない。従つてタイとしては輸出の減退は免かる可くもなく、國家收入の減少も

亦止むを得ない譯である。亦其の反面に於いて、タイが從來英米より仰いで來た諸物品は將來日本を中心とする大東亞工業園より補給することとなるのであるか、現下の状態に於いては日本としても直ちにタイの必要とする物資を全面的に供給することは極めて困難な事情にある。従つてタイ國民生活必需品が不足となり、これに伴ふ諸影響が既にバンコックを中心として起りつつあるのである。以上述べた如くタイが其の貿易を當面如何に轉換して國民經濟に安定を與へるかは極めて眞剣な且つ困難な問題である。

其の第二は國家財政を如何に再建するかと云ふ問題であらう。從來タイの國家收入の大部分は關稅收入と權益税であり、國民より徵收する租税の如きは僅かに五パーセントといふ小額に過ぎないのである。貿易の中絶が關稅收入の減退を來すことは當然であり、亦その權益の大部分が英米に依つて占められてゐるタイに於いては英米との戦争が權益の全面的消滅を來すこと

第三にタイの知識人は官と云はず民と云はず、大部分は歐洲に於いて教育されて來たので、彼等の認識はすべて歐洲、殊に英國を中心として働くのが一般である。戦前に於いては米國の勢力が大きな魅力となつて、多數のタイ留學生が米國に送られては居つたけれども、現在のところ實際にタイ政界を支配してゐる人物は大體に於いて歐洲に於いて教育された人々である。従つて彼等の大部分は日本を知らない。從

タイが大東亞戦争勃發と共に、敢然日本と攻守同盟を結び、英米に宣戰布告をなし、日本と共に大東亞共榮圈確立の目的に向つて其の政治的目標を明確にし、従つて經濟的にも英米と手を切ることとなつたことは前に述べた處であり、其の政治に於いても非常の困難に當面してゐるが、其の經濟に於いては更に一層の困難を豫想されてゐる。

其の第一は從來の貿易を如何に東亞

免かる可くもなく、國家收入の減少も

其の第二は國家財政を如何に再建するかと云ふ問題であらう。從來タイの國家收入の大部分は關稅收入と權益税であり、國民より徵收する租税の如きは僅かに五パーセントといふ小額に過ぎないのである。貿易の中絶が關稅收入の減退を來すことは當然であり、亦その權益の大部分が英米に依つて占められてゐるタイに於いては英米との戦争が權益の全面的消滅を來すこと

は極めて自然である。斯くてタイの國家収入の大部分は消滅することとなつたのである。

其の第三はこの困難なる財政再建が公債に依ることを得ない事情にあることである。即ちタイ國民の約九割は農民であり、其の經濟力は極めて微々たるものである。従つて假に政府が公債政策を採らうとしても其の消化力は殆ど問題にならないのである。一昨年タイ佛印國境紛争に當つて發行したる僅か一千萬銖の公債を辛じて消化し、次いで計畫されたる一千萬銖の起債は消化の見込み立たず、遂に起債を断念したといふ様な状態で、當時未曾有の危局に當面して、この貧弱なる國民資本は心ある者をして、いたく憂慮せしめたのであつた。

四、明日のタイ

明日のタイは文字通り多事多難だ。財源の大半を失つた財政再建はどうするか。既に現れつゝあるインフレ機運は如何にして抑へるか。又當面國內の物資不足をどうするかといふことゝ、更にそれ等と説み合せた米、錫、ゴム

チーク等の輸出をどうするかといふこと、即ち大きくは此の國の對外貿易の根本的編成替の問題等々。これ等はそ

乍然それにもまして重大にして或意味では爾餘の凡ゆる諸問題の根本であり、これが解決の鍵とも云ふべきは實に帝國の唱導する東亞共榮圏の理念を根本的に把握し、これに基いて行動することに他ならない。これを實際問題としてタイ側より見るならば、當面する時局を飽くまで自己の問題として、之が解決に全力を傾倒するのでなければならぬ。大東亞戰を以て單に日本對米英の戰爭なりと見てゐる限り、タイの進むべき途は遂に開けず、徒に因循姑息、不明朗なる態度を繰返すのみで遂には自らを亡ぼす以外にはないのである。

吾々は昨年十二月八日に於けるビブソ首相の英斷を尊敬し、且つこれが對日協力の深き信念に基いたものなるを信ずるものである。併し未曾有の轉換期に於いて一國の輿論をしかく容易に瀰め得るものでもなく、殊にタイの如

く永年に亘つて經濟的に、従つて又政治的にも英國の半殖民地的狀態にあつた國家に於いては尙更これが統一は困難であり、ビブソの獨裁力を以てしても猶且つ之をなし得ない複雑なる政治事情にあることは既に述べた通りである。従つて帝國のタイに對する指導方針も、其の根本に於いて先づタイをして、當面する時局を飽くまで自己の問題としてこれが克服に専念せしむる様努むべきは云ふまでもないところである。

タイ政府は今や國內必需物資の確保を目指し、積極的に各種生産工場建設に努める一方、配給部門の確保圓滑化を計る爲め、諸法令の頒發を行つてゐるが、斯かる經濟的法規の他、曩に發令を見たるバヌン廢止令、着帽令、穿靴令を初め、最近では外國人に關する文化條令と稱する法令を發布した。

曰く「外國人は公共の場所又は市街に於いてタイ國の名譽を低めるが如き不體裁なる服裝をなすこと、例へば腰巻の着用、短下着のみの着用、裸體等を禁ず」外國人は公共の場所に於いて

て他人の悪口又は國民文化向上に努めつゝある他人を傷けるが如き罵倒をなさざること、又公共の乗物、劇場の切符賣場及び入口等に於いて腕力を用いて公衆の中に押入らざること」又曰く「壁其他に落書をなさざること、橋の欄干上に眠り、坐り、又は立たざること」等々凡て歐米人の爲さなかつた不作法を爲すことに警告を發してゐる。

各種生産工場の簇生も、戰時立法の頒發も結構である。それが百年の大計に基くものである限り正しい。併し國內宣傳や、外への當て付けに過ぎないものであつたら、其の近視眼的施策は最早や單なるお愛嬌では濟まされず、タイ自體にとつて重大なる結果をさへ招來するに至るかも知れない。

タイは或意味では依然歧路に立つてゐる。勿論それは大東亞戰直前に於ける、日本が米英かへのそれではない。眞に東亞共榮の理想を體得し、共苦共榮の精神に徹してこそ其の愛着する獨立を保持し、所謂コン・タイ、自由の民として新しき東亞にその理想を實現し、輝かしき地歩を占め得るのである。(筆者はタイ室東京事務局勤務)

東

禮は和をもつて貴しとす

「禮之用和爲貴」

(論語學而第一)といふ教は、禮と和と相合して始めて中道を得、更に上品なものとなるといふのである。抑々禮は現代に譯すれば、法律制度、風俗習慣の規定より坐作進退の微に至るまで包含する極めて廣い意味に用ひられてゐる。この廣義中、法律制度だけは特別に分化發達し、禮と分離されて來たのである。而してこの廣義に於ける禮は、和と相合して更に上品なものとなる。法律でいふと、審理、聽斷、行刑などに没頭するのみであつては、その根本たる紛争、訴訟、刑罰を無からしむることは出來ない。かゝる根本的防遏として、禮に取合はすに和をもつて來なければならぬ。この禮に對する和は、現代訴訟制度に對する調停制度和解制度にも似通ひ、この精神を活用するときは益々緊要の機關を生み出すであらう。

和は、相異する双方が仲よくむつび合ふことで、説文からいつても、この字は口と禾とによりて成立、口は口、

洋

和爲貴章」が示されて居り、治亂を一串すること論し給はれた。

禾は禾、別々のものでありながら各々分を守りつゝ相和してはたらく意を持ち、諧和、調和、順和、平和、又、和合、和睦、和衷など、種々に表はされてゐる。在昔攝政の宮聖德太子は、我國に始めて成文憲法十七條を制定せられたが、その憲法の劈頭第一條に「以佐藤一齋の「言志録」には「三軍和せずんば以て戰を言ひ難く、百官和せずんば以て治を言ひ難し」書」に同寅協泰、和衷なるかなと云ふ。唯和の一字こそ治亂を一串するものなれ」とある。和は實に國家統治の根幹を爲すもの。この和の反對は忤と申し、臣民と臣民、乃至君主と臣民、相忤ふことである。かくては國家の基礎は崩れる。されば太子は續て「無忤爲宗」と仰せ出された。この意味より見れば、現今の裁判も、あらゆる紛争を諧和に指導する方針の下に於て存在せしむるやう再考する必要があるまいか。畏くも歴代の天皇わけても明治天皇は、詔勅を煥發せらるゝや、機會あることに、上

下一致、和衷協同等、仰せ出された。しかしながら、和と同とは嚴に之を區別せねばならぬ。和は貴いが墮すれば同となつて了ふ。論語、子路第十三に「君子和而不同。小人同而不和」とある。和には乖戾の心なく、同には阿比の心がある。君子は義を尙ぶが故に同ずることをせず。小人は利を尙ぶが故に和することが出來ない。君子は分を守り、而も相和し、小人は徒らに雷同するのみで心底から和することが出來ない。(君子は有徳者の稱、小人は不徳者の稱)大石良雄は心底から和合する同志僅かに四拾餘人であつた。「村の臣億萬これ億萬の心、周の臣三千これ一心」といふが、國民の和合力は實に強いものであること、この古訓の示す通りである。「中庸」に「喜怒哀樂の未だ發せざる之を中といひ、發して皆節に中る之を和といふ。中は天下の大本なり。和は天下の達道なり」とある。喜怒哀樂は情の動き、その未だ動かざる間は性であつて、少しも偏倚する所がない。之を中といひ、その動きが皆節に中つて正しきを得る。之を和とい

訓

千これ一心」といふが、國民の和合力は實に強いものであること、この古訓の示す通りである。

ふ。中はあらゆる道の發する體なるが故に天下の大本といひ、その道の作用なるが故に天下の達道といふ。この和を保有して國體國風を大切にするは、臣民として須臾も忘るゝ能はざる所である。然るに和を阻害するものに、私情私慾私利私益又は朋黨がある。「管子」に「朋黨以て其の私を懷ふ」とあるのは、蓋しこの邊の意味を示したものであらう。

佐伯復堂

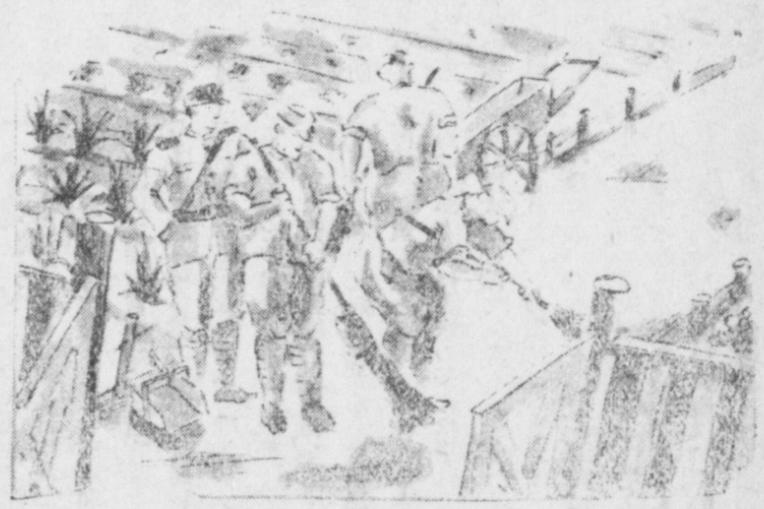
尙、我國の和は、外國の和と同一には見られない。外國の和は理論的、利害的なるも、我國の和は天爲的、血族的である。奈良朝の頃から我國を和國(倭國の轉)と稱したこともあり、帝都を山門の國に定めたる後、國を大和と改めた。和を貴びたることはこれに依つても推知されるのである。開國以來二千六百有餘年、我國の臣民は皇室を中心として相和し、未だ曾てその間に不和を醸したことの無いことも亦萬國に類例がない所である。

話

に不和を醸したことの無いことも亦萬國に類例がない所である。

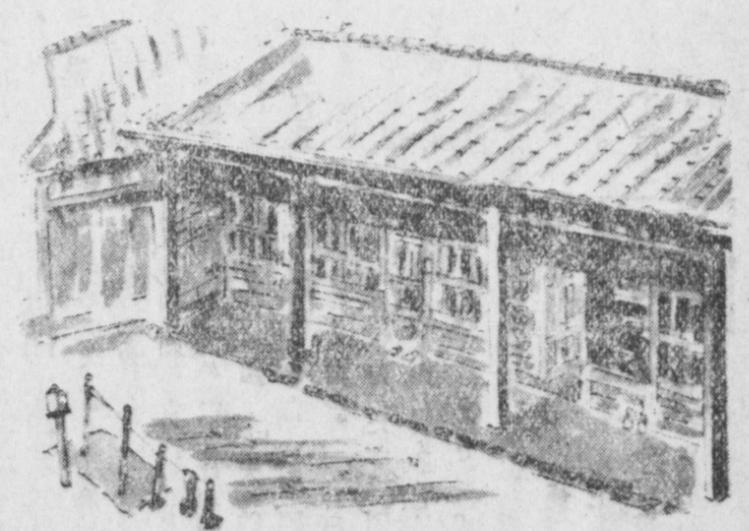
景風異の所務刑

一の其



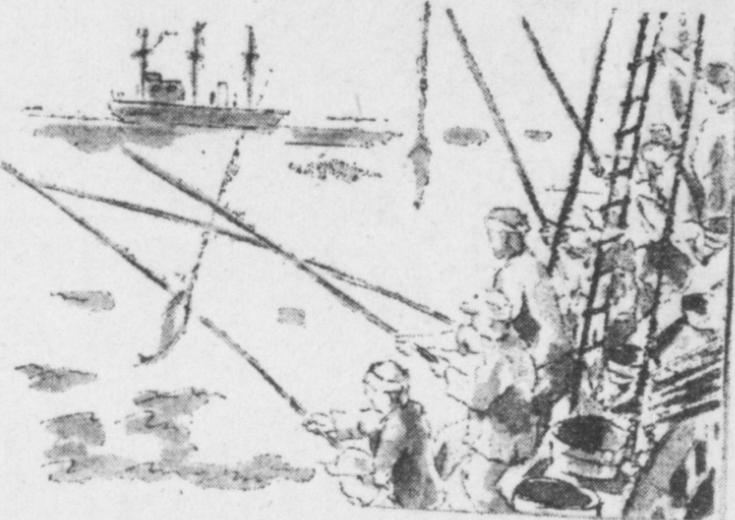
ほかの事はともあれ、掃除と整頓とかに關する限り、參觀の人達からもよくお褒めにあづかる。行届いた掃除から受ける「スガク」しい気分はまた格別でもあつたが、爲すべき處にも亦爲すべき程度にも自ら限度がある筈である。素晴しく清掃されたかに見える工場機械の上にはほこりが積つてゐたり、耕耘地を悠々と馬鹿／＼しい程念入り掃除してゐるのを見せつけられたりして、時々行刑の行き方に納得出来ないことがある。

二の其



全く勿體ない様な完備せる刑務所ばかりしか知らない者にとつていささか異様な感に打たれるが、いはゆる牢屋と呼んだ方が相應しいものも現在幾つかは残つてゐる。一人が漸くと云へる位の小さな入口扉、物凄く頑丈そうな錠前、そして薄ちやけた障子が櫛の格子からのぞいてゐる。太陽はこの「ひとや」には無用であると云つた風に考慮されてゐない。何にもかも、凡てが冷たさと暗さ一杯である。だがこの牢屋も此れに代る新しい建築が殆んど完成して、近く取りこはされる事となつて居り、私達は一日も早くその移轉の日を待つものである。

三の其



高い塀と、鐵の格子……等々……が刑務所の一つの定義とされるならば、この定義とは凡そ縁の遠い船一隻が刑務所である場合もある。船では板子一枚下が地獄と云ふが、こゝでは下が地獄であり、上が刑務所と云ふ事にもなる。……ともあれ、少年の受刑者達は、太平洋の黒潮を乗り切つて、南に北に生産補充の一役を買つて涙ぐましい奮闘を續けつつある。

居房作業の懸賞募集

従来の居房作業は平和的産業か、或ひは技術的水準の極めて低いものか、乃至非常に賃金の低廉なものに限られてゐたかの感がありました。今度、戦時下に相應しい、適切な作業を左の規定により、懸賞募集をいたし、此の中より適當なるものを選択し、再編成の上新しい發足をいたし度と思ひます。

刑務作業のために奮つて御協力懸賞募集規定

一、作業ノ種類

刑務所、居房（獨居房、雜居房）作業として適切なるものにして次の條件を具備したるものとする

- 一、業種等については制限なきも、なるべく直接的又は間接的なる軍需品、若くは生活必需品たること

三、締切

昭和十八年一月十五日限りとする

四、發表

昭和十八年三月號「刑政」誌上

五、賞金

- 一等 二〇〇圓 一名
- 二等 一〇〇圓 二名
- 三等 五〇圓 三名
- 等外 一〇圓 若干名

六、應募書様式

應募書は一作業種類毎に作成し左の様式によりなるべく詳細なる説明を附すること

- 一、作業の種類、品目（略圖記載のこと）
- 二、主要機械、器具、工具
- 三、製作工程の概要
- 四、注文先及注文數量
- 五、材料、製品の受渡方法
- 六、賃金
- 七、就業人員
- 八、其の他必要なる事項
- 九、應募者氏名は七項に次に朱書すること

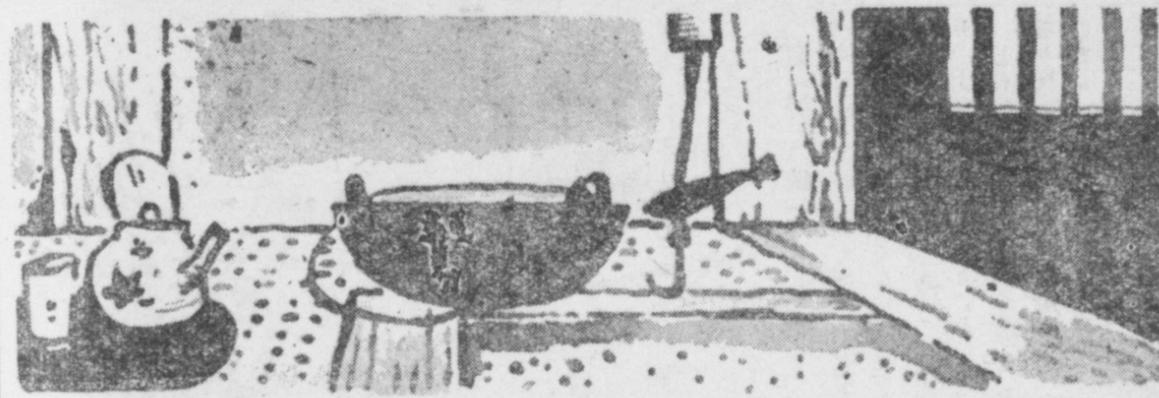
二、宛名

東京市麹町區霞ヶ關一ノ二刑務協會、懸賞募集掛宛

十銭を超ゆるものたること

山越しの風

邦枝 完 二



山田信市が小さい風呂敷包を一つぶらさげて、故郷の村へ歸つて来たのは、秋も終りの日本海を渡つて来る冷たい風が、山越しに吹き下して来る小寒い夕であつた。

信市はみすぼらしい姿で、うなだれがちに、馴れた畦路をすた／＼とわが家の方へ急いでみた。東の山の上には星が光つて、野面には夕闇が深まつてゐたが、まだ足許が見えない程ではなかつた。

不意に行く手にあたつて、はたと人の立停る氣配がした。信市ははつとして思はず顔をあげた。

一間あまりの先に、野良歸りの娘が、もんべ姿で脅えたやうに立竦んでゐるのであつた。

「あ、おしのさん。――」

信市は思はず懐しさうに聲をかけた。が、おしのは返事もせずに、避けようのない狭い畦路に立竦んだまゝだつた。明らかに、表情を石のやうに硬くして、恐怖に聲も出ない様子であつた。

そのおしの、脅え切つた顔を見てみると、信市にはむら／＼と憤怒の情が込み上げて来た。

「何んだ、おれが怖いのか。」

信市はおしのを睨んで、大きな聲で呶鳴つた。

するとおしのは、いきなり身を翻したと見る間に、足も宙に浮くばかりの速さで、一散に逃げ出して行つた。

「畜生ッ。」

信市は烈しい語氣で呟いたが、後を追はうとはせずに、おしの、逃げて行つた後から、徐かに歩き始めた。

歩いてゐる中に、信市の臉は熱くなつて、涙が頬を傳はり始めた。

（――おれは心から罪を後悔して、眞面目に働らかうと思つて村へ歸つて来た。だがおしの、あの様子では、村の者は誰も彼もおれを恐れて、相手にしてはくれないだらう。さうすればおれには嫁の來手もない。話相手もない。おれはこれから先長い一生を、誰にも相手にされない嫌はれ者になつて、生れた村にゐながら、孤獨の日を送らなければならない。）

さう思ふと、信市の心は折から迫る夜の色よりも暗くなつて行つた。――今日まで生長して来た土地が、急に知らぬ他國のやうに、よそ／＼しく冷たいものに思はれた。

信市は家へ歸るのが厭になつた。このまゝどこかへ姿を置してしまひたいと思つた。すると、彼の歩みはいつしかびたりと停つてゐた。

「山田君。」

この時、不意に信市に呼びかけて背後に迫つた人影があつた。聞き馴れぬ聲に、信市ははつと振り返つた。

「迷つてはいかんよ。眞直ぐに家へ歸りたまへ。」

人影は恰も信市の心の裡を見透かしたかのやうにかういつた。すでに深まつた夜の色に、相手は定かに見分け難かつたが、それでも洋服を着た四十過ぎの年配と、言葉の機子から優しい微笑を浮べてゐるのを、察することが出来た。

「あなたは誰方ですか。」

信市は不審さうに訊ねた。

「私は司法保護委員といつて、君達のやうな人の保護に當つてゐる、木藤彦三郎といふ者だよ。政府では刑務所を出た者や、君達のやうな人が、再び過ちを犯さないやうにと、温い保護の手を差し延べてをるんだ。」

「……」

信市は返事をしなかつた。自由の身になつて歸つて来たと思つてゐたのに、背後には法の眼が附纏つてゐたのかと思ふと、躊躇たる前途に、一層憂鬱が深まるばかりであつた。

「君は村の娘に逢つて、急に家へ歸る足が鈍つたやうだが、そんな意志の弱いことでどうする。みんな自由の身になると、さうして第一歩のところを踏み迷つてしまふのだ。あの娘は君を恐れたのではない。いきなり君の姿を見たので、吃驚しただけだ。村の人達は誰も君を恐れてはゐないのだよ、むしろ君の家の事情に同情して、君が歸つて眞面目に働くことを望んでゐる。――君の留守中に、君のお父さんが亡くなつたことは、君も聞いて知つてゐるだらう。その時は村の人達の情だけで、立派に葬式を出すことが出来た。それを見ても、村の人達は決して君を憎んでゐないことが解らうぢやないか。それにお上では、

三年の執行猶豫といふ、温かい情ある判決を下さつたのだ。このお上のお情と村の人達へのお詫びは、これから君が家業に精出して、残されたたつた一人のお母さんに、孝養を盡すことを措いて他にはない。――さ、歸らう。私が一緒に送つて行つてあげる。お母さんは君一人を頼りにして、君の歸りを待兼ねてをる。そのお母さんを捨て、何處へ行くといふんだね。お母さんばかりではない。君の未決にゐる間中、心配し通して亡くなられたお父さんの靈に對しても、君は家へ歸らないでは済まん筈ぢやないか。お上の情も、君に前非を悔ひて孝道を盡せといふお訓なんだ。お上の情を裏切るやうな心を起してはいかん。よしんばこれから先、多少辛いことがあつても、誠心誠意でそれに堪えて行くことが、君の罪の償ひだ。それも、君に一人で勝手に苦しめといふんぢやない。辛いことがあつたら、いつでも私が相談に乗る。そのために、お上は私を差向けたんだからな。この行届いたお上のお計ひに對しても、君は立派に更生してくれないかならんのだ。さ、お母さんの待つてる家へ歸らう。」

保護委員の木藤彦三郎は、熱心にそれだけいふと、信市の返事も俟たずに、家の方へと促して行つた。

二

山田信市は猥褻傷害罪を犯して、懲役二年、三年の執行猶豫を言渡されて釋放された、今年二十五歳の青年であつた。

彼は關西では珍らしく小作人が多いといはれるS縣T村の、六反ほどの田を小作してゐる、六疊と三疊二間きりの藪家に貧しい小作人の子として生れた。

三、貧しければ貧しいなりに、小作人には小作人なりに、あまねき日の光が大樹から雜草にまで及ぶのと等しく、信市にも青春の日が訪れた。誰が嫁を娶つた誰が婿を迎へた、何處の家には談話が纏つたと、信市の周囲は青春の目らしい華やかな噂に明け暮れて行つた。村の青年達や年頃の娘達は、さうした賑やかな噂の中に、それぞれ落着くところへ落着いて行つたが、信市の身邊ばかりは、来る日も来る日も、顧みられない雜草のやうに、灯の消えたやうな寂しさが續くばかりであつた。

しかも顧みられない彼の身裡にも、異性を慕ふ赤い血は狂はしく騒いでゐた。婚禮をして夫婦で野良へ出てゐる友達の姿も羨しかつたが、それよりも信

市の血を羨望に駆り立てたのは、戀仲の青年と娘とが、人眼を忍んで寄添つた陸じい語らひの姿であつた。信市には相手がなかつた。彼は娘達の誰にも思ひを寄せてはゐなかつた。軒の傾いた、狭い貧しい自分の家を顧みると、こんな家へ嫁の來手があるものか、愛を訴へたところで、耳を傾ける娘があるものかと、自ら棄鉢になるばかりであつた。果して信市の家には一度の談話らしい話もなく、一人の彼に好意を示す娘もなかつた。

信市は境遇への諦めと棄鉢から、一人一人の娘達に、逆に憎惡の思ひすら抱いた。娘達は、信市にとつては青春の敵であつた。彼の青春の血は、世の娘全體に對して烈しい思慕をたぎらせた。信市はその矛盾に喘いだ。彼の心は次第に物狂はしい興奮の日を迎へるやうになつて行つた。

信市は村でも氣の弱い溫和しい青年だつた。それだけに惱みを友達に訴へることもせず、ひとり心に包んで苦しんでゐるのが、一層陰氣な鬱血の狂はしさを増した。

かうして信市は遂に自ら青春の犠牲になつたのであつた。さすがに彼は見馴れた自分の村の娘に、激情を燃すやうなことはしなかつたが、物惱ましい春宵の野道で、若さを誇るやうな姿をした隣村の娘と行き逢つた刹那、發作的に激情の犠牲となつて、忌むべき前記の罪名を犯すに至つたのであつた。それは閉された青春の憤りが、自制を破つて自ら爆發したのだといへるであらう。

公判に於ては、家庭の事情と、信市の心情と、そして全く發作的な犯罪であつたことゝが酌量された。信市は判決を聽いて、法廷で聲をあげて泣いた。その上父が死んで、村人の情で無事に野邊の送りが済まされたと聞かされると、心の底から後悔して、必ず罪の償ひをして更生しようと誓つた。

が、氣の弱い信市は、さすがに白晝村へ歸つて、人々に顔を見られるのが辛かつた。わざ／＼途中で時を過こして、暮れかゝるのを待つて村へ這入つたのであつたが、折悪しくおしの、野良歸りに行き逢つてしまつたのであつた。

もしもおしのが、信市の言葉に應じて、普通に挨拶でもしてくれたのであつたら、信市の村人への感謝と、後悔の念と、更生を誓ふ意志とは、忽ち強められて立直ることが出来たであらう。が、信市はおしのから、物もいへない恐怖の念で迎へられると、一瞬にして村人への感謝を崩されずにはゐられなかつた。

「生れ代つた氣にならなくてどうする。歸つて死んだ親父によく謝まれ。」
「濟みません。……」

信市母子は村長に暇を告げて、悄然と廣い屋敷の中を門の方へ歩いて行つた。信市は村長から微塵の温かさも感ずることが出来なかつた。心は鉛のやうに重苦しく沈んだ。

ふと見ると、母屋の入口に下女のおもとが、箕を提げてこちらを見てゐた。以前は心易く口を聞き合つたおもとであつたが、けふは笑顔を見せるどころか挨拶の黙禮ひとつせず、何かしら珍らしいものでも見るやうな眼で、じつと見送つてゐるのであつた。信市は下女の顔にさへ蔑みの色を讀み取つた。

「お母あ、早く行かう。」
「お母あ、早く行かう。」

慍つたやうに母を促して、信市は急いで村長の門を出た。

信市の蒙つた心の痛手は、村長の屋敷に於てばかりではなかつた。二三日過ぎると、おしの、口から、信市はあの事件以來すつかり人が變つて、恐ろしい人間になつた、娘を見れば、凄惨な眼付をして嘔吐するといふことが傳へられて、それが村中の噂になつてゐた。

信市が野良へ出てゐると、以前は言葉を交はした村の青年や娘達が、遠くから足を停めて彼を眺めた。

「何が珍らしい。見、見世物ぢやないぞ。」

いきなり駈け出して行つて、滅茶苦茶に殴りつけてやりたいと、信市は思つた。

「——どうせおれは一生浮ばれない、爪弾きを受けるのだ。もうどうなつたつていゝ。」

時々破れかぶれた氣持が燃え上つて、村中を暴れ廻つてやりたいやうな氣がした。

信市は誰にも挨拶をせずに、人の姿を見ると顔をそむけて依怙地に素知らぬ振りをした。次第に人の顔を見るのが厭になつて來た。

半月ばかり経つたある夕方、丁度歸村の時おしのに行き逢つたのと同時時刻に、信市は再びおしのが、ひとり野良から歸つて行く姿を見掛けた。畑を一つ

た。

「そんなにおれが怖いのか。」

それは心からの叫びとなつた。父の葬式が無事に出たといふのも、おれの家への村人の同情であつて、おれに對する同情ではなかつた。むしろおれを憎むがゆゑの、母への同情であつたのだ。——さう思ふと、信市は明日から自分の身を置くところがないうやうな氣がした。

思ひがけない木藤彦三郎の出現によつて、危ふく進退に迷つたところを、ともかくも家へ連れ歸られたのであつたが、明日からの暮しを思ふと、信市は不安で落着けなかつた。

三

信市は家へ歸つた翌日、母に連れられて村長の家へ、お詫びを兼ねて挨拶に行つた。信市の家は、この村長の家の田を小作してゐたのであつた。

村長の山中新右衛門は、眼鏡をかけて半白の頭髪を分けた穩厚な人であつたが、どちらかといへば物事に冷淡な方で、日頃役目以外には、村の事も田畑の事も、自分の家のことさへあまり構はない方であつた。

信市の母は、縁先へ廻つて地面へ膝を突くと、小柄な牀で平蜘蛛のやうになつて、悴の不始末をびたすら詫び入つた。信市はその後に、同じやうに腰を突いて頭を下げてゐるが、恐る／＼縁に近い座敷の新右衛門を窺ふと、村長は新聞から眼を放して、眼鏡越しにじろりと母子を眺めた。

「執行猶豫になつたといふのか」
新右衛門は苦々しい聲で云つたが、それには歸つて來たのを不快に思つてゐるやうな響きさへ感じられた。

「はい、お上のお情で……」
信市は言葉尻に涙の込上げて來るのを覺えた。

「外聞の悪い。——」と新右衛門は蔑むやうに云つた。「耻を知れ。わしの顔に泥を塗つたも同じことだぞ。」
「申譯ございません。これから生れ代つた氣になつて眞面目に働きます。この度だけは、お赦し下さいまし。」

距てゐるが、信市はおしのの姿を見ると、むら／＼と半月前の屈辱と憤りが込み上げて、一散に畑から駈け上つた。

「おしの。」
背後に迫つて、信市は驚くやうに叫んだ。ぎよつとして振り返つたおしのは近々と迫つた信市の凄じい形相を見ると、あの時と同じやうに立竦んで、眞蒼になつた。

「お前はおれが怖いのか、おれが憎いのか。」
信市は烈しく疊みかけたが、おしのは恐怖に口も听けなかつた。

「おれがお前に何をした。何の怨みがあつて、おれの悪口を云ひ觸らしたんだ。」
噛みつくやうに信市が嘔吐しても、おしのは眼を腫つてがた／＼顫へてゐるばかりであつた。

おしのは今年十八になる、はち切れさうな青春の血を包んだ乙女だつた。じつと見詰めてゐると、信市にはおしの、ふくよかな頬も、むつちりと弾力的に張り切つた胸のあたりの膨らみも、丸い肩も、すべてが憎惡の血を掻き立てるやうに思はれて、その軟かい肩口を駕籠みにして、思ふ存分腹癢せに窘めつけてやりたい衝動に駆られた。

「何とかいはんか。」
思はず一步寄り迫ると、おしのははつとわれに返つたやうに、はじめて叫んだ。

「か、勘忍して。」
叫ぶが否や、身を誦しざまに、おしのは足も地に着かない姿で逃げ出してゐた。

信市は追はなかつた。が、彼は烈しい息を吐いて立盡してゐた。

この出來事は、またしても信市の身に、不利な一つの噂を生んだ。

信市はおしのを狙つてゐる。——青年達の間にさういふ噂が立つて、信市はあくまで村の平和の攪亂者としての立場に立たされる結果となつた。

(つづく)



刑政俳壇

いふとらん選

題 當季隨意
締切 毎月五日限
用紙 官私製葉書

蒼茫と月にかげろふ花野かな
 朝月のかかれる峽や霧晴るゝ
 十六夜や露を湛へて野の蒼し
 十六夜をわうくと鳴く夜鷹かな
 灼熱の陽を椰子の葉のかくせども
 壁礫に蝉の音の 一づ澄む
 萍や吹き寄せられて岸に咲く
 虫の聲山の果樹園旗かゝげ
 草灼ける匂碧天舞ふあきつ
 銀河濃し黍の葉ずれの音軽く
 鰯雲流るゝ空の色深かき
 月清し途中下車する湖の驛
 月澄みて紺色深き東山
 枯枝に一筋からむふくべかな
 夜空澄む嶺渡りゆく雁の竿
 受話器とる手に秋冷を覺えけり
 初冬の不二見て立てり展望車
 鳳仙花踏切小屋をとりまけり
 閉鎖せる一工場や葉鶏頭
 爽かにカーテン引いて朝の窓

長崎 龍田杏村
 同 同
 同 同
 派ビルマ 壬生竹醉子
 同 同
 松本市川紅東
 同 同
 滋賀 西村幸吉
 同 同
 函館 船山船風
 同 同
 名古屋 設樂銀月
 同 同
 富山 折越人
 同 同
 高松 三原いしろ

温室の椰子花 斐

芦刈の船過ぎゆけば鳩の聲 磯堂

芦刈の舟に驚いて鳩が鳴いたと云ふやうに解釋してはいけない、芦刈の舟と鳩とは何等の關係もない、偶々一線の芦刈舟が通り過ぎた、すると偶々どこかで鳩が鳴いたといふのであつて荒寥たる冬川の情景を詠んだものである。芦刈舟の過ぎたのは眼にうつる只一つの變化であり、鳩の鳴いたのは耳に聞く只一つの變化であつて、この川上にも川下にも何事も起らず、荒寥たる冬の姿を永久に横たへてゐるといふやうな情趣を詠んだものである。芦刈舟と鳩の聲と關係ある如く「ゆけば」と叙したのは寂寥たる天地の中に只この二つの變化が呼應して起つたかの如く作者は感じたのである。

温室の椰子の蔭なるちゝろかな 抽史

温室の中にはいろ／＼の草花の栽培されてある中に丈高い椰子が一本、天井に摺れ／＼に葉垂れて茂つてゐる、晝間もちゝろ虫が一つその椰子の蔭で鳴いてゐるのである。

多景島の鐘つき堂の芙蓉かな かずを

鐘つき堂の傍に若竹が生ひ立つてゐるとか桜栂の花が咲いてゐるとか言ふのならば通俗の趣を出でないけれども、鐘つき堂の傍に芙蓉の花が咲いてゐるところは、それだけで既に異色がある。それが多景島を背景にしてこの芙蓉の花をいよいよ異色あるものにしてゐる、そしてその芙蓉の花が多景島の異色ある情趣を醸し出してゐる。

二三人泊り客ある紅葉寺 藤筑

この泊り客は文士騒客といつた類の人です、山中の紅葉寺で杖を引く人も少ないがこゝの紅葉を賞で寺に泊めて貰つてゐる二人三人の文士騒客を見受けるといふのである。

ぶらさがる上々吉の飄かな 落葉

一茶に「元日や上々吉の淺黄空」といふ句がある、「上々吉」などといふ語を使つて成功した句は一茶の句の外にこの句がある位のものであらう。飄などといふものは一つ／＼の形が變遷で多くはひねくれ者に出来るのであるが偶々一つ思ふやうなのが出来て、形と云ひ大きさと云ひ理想的なのがある、飄の方でも主人の機嫌を迎えて手柄顔にふらりとぶら下つてゐる、扱も上々吉の飄かなと主人の方でもこれを嘆賞して悦に入つてゐるのである、この場合上々吉が最も適切な語として生かされてゐる。

年神に灯を奉る 伴かな 俳小星

伴も大きくなつて、よいあと繼ぎがあるからこの世に心を残すことなくいつ死んでもよいといふ大きな安心があつて、氣樂な親爺さんである、村の集會とか何とかいふときにはこの頃は伴が代理をしてくれる、又一年が暮れてゆく大年の夜のこと、何くれとなく忙しい暮の用事も大方は伴の手で片付けてしまふ、年神に燈明を上げるのもこゝ數年來伴の役目になつてゐる、親爺さんは爐端にあつて心靜かに年を送るばかりである。そして年神に燈明を上げる伴の姿が今更に頼もしく眺められるのでせう。

煤掃の了りし馬に乗りにつけり 甲子園

母家納屋、土蔵、厩こと／＼と煤掃を終つて序に馬の手入も済んだことであらう。百姓家のことであるから馬は乗馬でなく耕しに使ふ馬であるが時々引出して乗り馴らすこともあるのであらう。煤掃を終へて日の入りに間もない時分ではあるが、いつもの野道を一と馳け馳けらせやうと云ふので、裸馬を引出して乗つたと云ふのであらう。

迷ひ蝶筆立の上にとまりけり 徒涉

部屋の中へ一びきの蝶々がまぎれて来て暫くあちらこちらへさまよひ飛んでゐるのであるが其のうちに其處にあつた机の上の筆立にとまつたと云ふのである。蝶々が筆立にとまつたと云ふことは思ひがけぬことであつて書齋の主じにとつては大變面白い出来事に相違ないが、蝶々にしてみれば木の枝か何かにとまつたものと靜かに翅をやすめてゐるのであらう。さう云ふ趣を面白いと思ふ。

鉢植に稻の花もちよい天氣
 塀よりもはるかに高き紫苑かな
 水打ちし庭樹に夕陽いつまでも
 靦蕪たゝみ重ねし軒の月
 舟下りる秋の遍路のたゞ一人
 獄中に初鵬をきく寝ざめかな
 虫の音にさそはれ泣きの囚徒かな
 青桐の蔭は涼しき讀書かな
 露明けの道を急いで早勤め
 落葉する庭に緋衣干してあり
 小休止椰子の木蔭は涼しくて
 松風に三日月さえて闊深し
 湖尻に映りて遠き雪の山
 赤城嶺の廣き裾野や早稲黄ばむ
 曉の石冷かに菊咲けり
 高梁の上にはさやけき朝の虹
 月暗く流れは松の蔭に入る
 今日こそは今日こそはと釣の秋
 沼船の煙残りて行々子
 ガラス窓明るき月の見えてあり
 掃除夫の草花挿しぬ擔當臺
 鵲高音産土神の杜銜呼ぶ
 流星のありたる跡や群とんぼ
 松風や義貞塚の秋寂し
 霧晴れや喜び合へる山羊の聲
 罪人の身にもあまねし秋の月
 白鷺の宿れる杜や今朝の秋
 當直の窓に名月伸び縮み
 夜業せる母にあまえて梨をむく
 風觸れてほろ／＼こぼる鳳仙花

松江 川津天水
 同 同
 廣島 溝田南歩
 同 同
 横濱 先崎寧芳
 同 同
 宇都宮 鈴木マサ
 前橋 手島彌平
 大坂 道本青村
 臺灣 吉澤一良
 靜岡 木村達重
 岡山 岡本空拳子
 前橋 小林彦義
 津 勝島精一
 青森 稻田浩
 小田原 成田花香
 名古屋 澤田梅園
 小田原 木村香流
 長崎 廣瀬計馬
 京城 中島重市
 宇都宮 芳村あきら
 朝鮮 三好敏郎
 小田原 内田露寶
 長野 宮崎白風
 朝鮮 川西無樂庵
 千葉 久保虹松
 鹿兒島 小原杜蓮
 松江 石倉添水
 臺南 長澤清次郎



刑政歌壇

當季雜誌 詠 紙切 每月五日限 葉書一葉三首

白井大翼選

艦隊の訓練ならむかこの月夜け重き砲音響を渡り來
 山荒のしづもる朝のいただきに入みて灼るや高草揺るる
 三 轡蟲鳴きのかしましひとりでに馬草の東のほぐるる夜を
 秀逸
 きほひきし雨あし太し明き燈の座居に清しく語りゐるとき
 もう一度名残りに父に抱かれよとわたす遺骨をそと抱きしめぬ
 ざわめける驛いでくればいづこにか蟋蟀宵を鳴き澄めるなり
 何方へ行く鳥ならむ夕立の霽れゆく空に羽搏ち交はし
 みのり田の穂波のうねりさうくと戦へる國の糧は豊なり
 花鳥仄明るみて風もなし水のごと澄む秋の夜の月
 田の畔に黍囁み居りし鮮童等わが行軍へ手を擧げにけり
 佳作
 秋晴の庭にももの千す一庭廊の陰のくろくのびつつ
 虫のねも更けて粟打つふるさとの今日この頃を思ひわが居り

長崎 龍田 杏村
 青森 稲田 浩
 横濱 先崎 寧芳
 前橋 石山 流二
 宮津 よし 夫
 前橋 砂山 路
 前橋 高瀬 義智
 三木 高瀬 義智
 札幌 木村 婦美子
 札幌 岡本 舜水
 西府 刑中 山崎 一仙 泉北

稲の穂はしとどに濡れて冷えしるし四方の群山明けはなれたり
 監獄の作法は知つてますと云ふ今日新入のすがたをさなき
 氣短かにふるまふ見ればあなさびし二男正人も吾が血をうけし
 巡警のみちにのぞきし病監に月のさしるて哀れなりけり
 一輪ざしに日を重ねたる秋萩の花の保ちの長くなりたる
 踊り更かす男おみな群みつついのちのはかなさふと思ひけり
 聖戦完遂をちかふ祝詞の聲高く豊の山田にこだまして來ぬ
 わがめくる頁の音に就寢後の囚屋の夜はあやしく静か
 入營の人にあるらし月の道を軍入勅諭のみよみ行けり
 婚約の人の戦死にみどりなす髪たち誓ふ姉のけだかさ
 ものなくも心たらへり配給の生活になれて日々に安けく
 子等とともに赤城に登る山坂に幾度か氣にしあとを離れず
 赤き陽は傾きながら西空のほこりの中に秋よぶらしも
 空渡る五位鷺の聲きくにつけ故郷の家を今日も思へり
 朝もやの深くこめたる小山田に飼葉取る鎌の音のさやけさ
 即日歸郷申譯無し電報を故郷にうちて去り難くをり
 朝露にしとど濡れたる土の上に木犀白く散りて匂へり
 ふたたびは來ることなけむ三次野の慣れし小道をしみじみあゆむ
 すぐ怒るわが性かなしたまさかに訪へる友とも黙し別れぬ
 嫁ぎ遅れわれは悔まず戦線の兄に代りて銃後を守る
 稻架作る木槌の音もさはやかに稔り豊けき小山田の里
 あかつきのしじまに立ちて天地の息吹豊かに胸にしみいる
 人里を離れて遠き病院の静けき庭に薫る白菊
 王朝に誇る城壁嶺づたひ姦々望む秋陽の空に
 満月の西湖の面にきらきりと誰が乗れるか舟ゆらぐ見ゆ
 ペン置きて何を思へる若き囚に窓より月の光さすなり
 亡き父が残せる本をひもとけばもみぢの押葉なほ残りけり

前橋 青山 亘
 宮津 原山 幸
 岐阜 梶田 草
 甲府 秋山 進
 前橋 志賀 宮
 前橋 青賀 宮
 八日市場 小川 太
 岡山 三木 綾子
 三重 勝島 精一
 前橋 野村 信
 豊多摩 倉持 達
 同 倉持 達
 弘前 奈良 健藏
 宇都宮 高島 明峯
 三木 卯島 明峯
 三木 卯島 明峯
 名古屋 大岩 尚
 名刑 國技 湖
 横濱 森愛
 大津 鈴木 照
 西刑 山崎 一
 奈良 辻井 正一
 小田原 内田 露寶
 東郡 木内 敏雄

新刊紹介

歌集 天地に宣る 釋 迢空著
 本書は現歌壇に獨異の歌風を以て孤高を守らるる著者の戦争歌集であり、戦時下の風物情勢に託して國民的氣魄がよく歌ひ貫かれてゐる。
 一九六頁 價一圓八十錢 日本評論社

少年文學史 木村小舟著
 文學史を扱ふ書物は數多いことであるが、それは殆ど大人の文學の歴史で、少年文學の歴史は、今迄、その基礎的文獻をかいてゐたのであるが、本書によつて、明治以來の少年文學の歴史に大きな建設の礎石が据ゑられたものと云つても過言ではない。
 著者は、明治以來、生涯をかけて少年文學に生き抜いて來た人であり、これに情熱を傾けて來た人であり、いほどその道の元勳であり、而も本書はその極めて巧みな敘述の案配と、暢達な文章と、幾多の寫眞の助け等によつて、あくまでも面白く讀過することが出来る好著である。
 上下巻とも四七〇頁 各價二圓八十錢 童話春秋社

經濟法 (新法學講話7) 峯村光郎著
 經濟法は統制經濟と共に生れた新しい法域であり、而も現在極めて錯雜を來たして居ることは、周知のこと。この現行經濟法が、本書においてよく體系づけられ、その全貌が明かにされたのであり、現下の國民的法律書として推賞に値する。
 二四五頁 價一圓五十錢 日ヤモンド社

藤田東湖 中村孝也著
 本書は維新勳皇遺文選書の一であり、東湖の少壯より老成へと各時代の代表的遺文を選びこれを中心に傳記風に解説したもの。東湖の前半生・回天詩史・詩人東湖・正氣歌・水戸政學・弘道館記述義・軍湖の死等にその記述が分たれてゐる。因に著者は東大教授文學博士。
 三二〇頁 價一圓八十錢 地人書館

圍碁閑話 (二)



裕 天 次 郎

前回は碁の上達には年齢が絶対条件の様書いて仕舞つたのでお蔭で方々から苦情が出た。

それぢあ俺の碁も見込がないから止め様か知らんなどと心細い相談をうける。筆のまわし方が下手だつたのか読み方を間違へたのか凡そ斯道奨励の積りの筆者の意圖とは逆な効果を來し相だ。近頃健全娯樂として又國技として産報あたりで戦時下の大家の爲に宣傳のり出した程なのに、いゝ加減な御託をならべて善良なる同好者を迷はしたんでは罪が深いぞと叱られ相である。だが筆者の側からすれば極めて一般的な且本當なことを一寸述べただけだ。木谷吳清源の類になるには年齢は絶対的だと言はれて碁を止めると言ひ出した人があつたら晩學を悲觀しての弱音の如くして斷じて然らず。心中將來の木谷吳清源を期してゐたにちがひない。其の意氣その氣概である。須らく志は大なるべし。その驚歎すべき圍

志に物いさせて努めたならば上達は請け合ひである。本因坊秀榮は十七世と十九世と二度本因坊を襲ふたのだが、前の時にはたしか六段か七段だつた。それが二度目の時には立派な名人九段の域に達してゐる。これが五十の坂をこしてからの話だから晩年の進境まことに驚異に値する。こんな例もあるし總て物には例外がつきものだ。晩學何ぞ恐れんやである。尤も秀榮先生老境に入つたからとて、日向ぼつこしてゐて技量が上達したのではないことも亦確かである。恐らく若い者なぞ三舎を避ける努力と苦心を拂はれたにちがひない。問題は其處である。上達にはいろいろの條件が必要なのだが、其の中年齢なぞは存外有力な条件としなければならぬ。だからと言つて單に其ればかして上達出来る管のものぢあない。肝心なのは心構へと努力であること位は凡そわかり切つた話だが、どうも碁將棋にかけるとお互に氣がは

やくなつて困る。七日で初段になりたがつたり、石を置かぬ中から勝ちたがつたりする。筆者がボツボツと遠まわしに上達法を説こうとして先づ年齢あたりから抽象論ではじめると半分も聴かぬ中に、いや、ロクに讀まぬ中に、俺の碁は三十過ぎてからだから見込がないのかなどと直ぐスネる。素人碁打ちに我儘と自惚はつきものだがこれでは話しが出来ぬ。御氣に障るところがあつても暫時御辛抱願ひ度い。

さて何時如何なる所で碁を覚えても構はぬとして、一應石の生き死がわかると相手によつては結構碁になる。自ら勝負がある。碁は上にも切がないが下にも切がない。勝てば愉快で負ければ不愉快である。勝負の面白さについで誰より強い誰より弱いと言ふことがわかる。これが優越心自尊心を刺戟する。碁は元來勝負を競ふ遊戯の一つだが、麻雀トランプ花札なぞと違つて、勝負が偶然に支配される率が極めて少い。いはゞ智慧の争である。しかも強弱は勝負によつて極めてハッキリさせられる。負けたからには弱いと言はれても仕方がない。今日は運が向かなかつたから負けたなぞと言ふ手が打てぬ所が何よりつらい。其處で強くなり度いと思ふ。一目でも強くなれば手合ひを直さぬ限り勝率が俄然高くなる。古來四番手直りが通則だが、四番

勝ち越すことは實は仲々容易の業ではない。然し誰れと打つても四番手直りで石が直るならばたしかに一目の上達にちがひない。時には名譽進級だの一番手直りなぞと色々な昇進方法があるが何れも邪道で、打込み四番手直りが最も公平妥當な進級方法と認めねばならぬ。今でこそ日本棋院あたりでは段によつて手合ひを定めてゐる。假令一部の同段の者に對して成績が悪くとも點數を稼いで昇段點に達すれば、昇段し一般に手合ひが改る。これは大勢の棋士が一堂に集つて競技する現代の大手合では已むを得ぬ制度かも知れぬが、大正の時代になつて棋界が統一されぬ前は定法による打込み手合だつたのである。だから同段でも所謂ニガ手に出合ふと定先にでも先二にでも打ち込まれたものだ。だから其の頃は同段十人中九人に對して好成绩であるから昇段しようとしても残り一人に對して不成績であつて、この者が昇段を認めぬ場合は大切な昇段も實現出来ぬ。是非昇段したければ盤上の勝負によつて不服の相手を屈服せしめねばならなかつた。これが所謂争碁と稱されるもので、圍碁歴史上に幾多の悲惨な記録をのこしてゐる。どうも現今の大手合で棋士が得點數をにらめて勝ちさへすればよいと言ふ風に見える態度で昇段點

豫ぎにガツガツして居る格好は餘りに現代式で自由主義的でホメた圍ぢあない。

手合のことで一寸脇道へそれだが、碁の腕前の上達することを希ふのは凡そ碁の道に這入つた者の等しく念願とする所である。所が存外にこの希望が達しにくい。好きこそ物の上手なれと言ふが、年中暇さへあれば石を手にしてゐる年ら、技量の程は一向に上達せぬ。こんなに盤數を多く打つてゐて上達せぬとは怪しからぬと憤慨する御方もある。然しこゝで御注意願はねばならぬことは、強くならうとすることと興味にまかせて勝負を争ふこととは別である。成程碁も覺えたては夢中に打つてゐて、不識々に初段に井目位までにはなることがあるが、相手が井目碁だつたらそれで止つて仕舞ふ。もし強い相手を見つけて打つと大體其處まで追ひ付く。

然し打つことだけによつて上達しやうとするには上達方法としては餘りに素朴だ。何故なら自分で自分の打つた手の良否を判断することは難い。所謂井目手と稱するへボ筋をいつまでも氣が附かぬ。而も相手が矢張り井目黨であればこれもまた似た様な俗筋ばかりの連續で一向に啓發される様な手が出ない。碁の上達の鍵は碁の理を悟る所に在る。ハハと感心すれば其れ

でうまくなる基礎が出来るのだ。所が相手かはらず主かはらずで年中同じ位のへボ碁を相手に如何に百萬遍打つたところでそう進境がある筈がない。あつたらものの不思議である。だから打つことそれ自身は何も悪いとは申さぬが上達を望むなら少しでも強い者と打つことである。相手が強いとこちらの思ふ様にならぬ。それどころか相手に思ふ様に驕弄されて樂しまれ、こちらは油汗を出して苦しまねばならぬ。何も樂しみに打つのに苦しむ必要はないなんて勝手な理窟をつけて白ばかり持つ様になつては遺憾乍ら其の碁はそれとまりである。そして何故強くならぬかなぞと愚痴る手合は碁の上達方法をわきまへぬ者だ。と言ふ次第で上達は必ず苦勞苦心が伴ふ。強い相手と打てば苦しめられる。こつそりうまくならうと一、二圓奮發して碁の本を買つて来て寝がけに見れば、之がまた極めて退屈な代物である。辛抱して碁盤の上に本の通りにならべて見る努力をする前にねむくなる。碁の本をカルモチン代用にしてゐては上達は覺つかない。先生のところへ出かけて教授をうける。輕くあしらはれて若し負けでもすれば稽古碁だつたことも忘れて、イマイましいからも一番なんて申込んで折角先生が手直しして呉れるのに、うはの空できし流したんでは上達は困難だ。

ジャワ通信

前略失禮、御無沙汰申しましたが局長閣下始め皆々様益々御健勝の御事と拜察、當方東司政官殿始め一名の罹病者すらなし壯健であります。

執務の内容及當地事情詳細御報告の自由を持ちませんが、先週來小官以下十名でジャワ最大の〇〇刑務所に赴き仕事の皮切りとして實狀調査にかかりました。同所は舊蘭領當時は全ジャワ各所の統制的地位にあつた所にて、收容人員約四千、職員も二百餘の大刑務所です。工場設備等もマシン數百臺を連ねた洋裁工場、鐵工場、製材工場等内地一流の所を凌駕するものもあります。又數十人の上級者を補助看守や諸事務係獨歩雜役等に使役してゐる等かなり進歩的なものも何はれ、植民地ながらも近代監獄の祖たる和蘭なる哉と感ぜざ

せられる點もあります。が、なんといつても世界的水準にある近代日本の行刑に比しまだ、よりよきものに改正すべき餘地を相當に見出しませぬ(特に收容者の素質(文化水準並労働意識及能力)職員收容者間の指導的連關等に付)。上級官吏に一、二名英語の解るものがありますが、諸書類はまだ蘭語だし、使用語はインドネシア語なので調査には非常に骨が折れました。それでもモチはモチ屋で下手な英語とマレー語の不完全な辭典片手に、後は殆ど感で日頃の執務連絡をとりつゝ諸調査を續けました。自己禮讚にもなりません全く一同文字通汗みどろの奮闘でした。何分、内容制限と紙面不足を残念に存じますが又いづれの機会にか。

(赤塚孝記)



地圖の話

岩波書店刊
地圖についての智識を、平易に、興味深く描いたものであつて、大東亞戰爭開始後、地圖に對する關心がとみに深まつて居る折柄、本書こそ、その要望に應へ得るものであると思ふ。

小林一茶

伊藤正雄著
本書は一茶概論とも謂ふべきもの。前編、後編に分述され、その前編「一茶の輪廓」に於て、まづ大綱みに一茶研究の歴史、彼の俳諧史上の地位、その作品の社會的性格や文學的價值等を略述し、後編「一茶の生涯と其俳風の變遷」に至つて、やゝ詳しく、彼の生涯を六期に區分して、各期の經歷生活と俳風の變遷とを述べたのである。

大東亞建設法

の理念と構造
岩田新著
著者は本書に於て支那事變以來制定せられたる私法生活に關係する法令を全部分類採録し、之に學問的考察を加へて之を徹底的に闡明せんとした、總論、國家總動員法、時局産業法、時局厚生法の各章に大別、論述されてゐる。

伴林光平

上司小劍著
光平は、その一生を通じて、苦學の人であり、力行の人であり、意志の強い人であり、清廉潔白の人であり、貧窮の人であり、又樂天家でもあり、その文學的天分は百世の大家たるべき素質をそなへてゐた。それで居て比較的世に顯はれたかつたのであつた。本書は、人間光平を描寫し、その全人生を今日に創造しようとしたのであつて、半ば傳記小説の形式をとつてゐるが、極めて史實には忠實である。

民法總論 (第一分冊)

吾妻光俊著
著者は東京商大教授。本書は、簡潔を旨とし、独自のシステムを以て民法の全領域に對する明快なる論述を爲さんとするものである。そして、最近に於ける民法理論修正の動向に對しては鋭敏なる眼光を注ぐものであり、近來の好著として敢て推薦に値する。第一分冊は民法一般理論及び總則中の人、物についての論述である。

因に著者は大阪商科大学教授、法學博士。

A5判四五頁 四圓五十錢

讀書と人生

三木清著
著者の作に「續哲學ノート」「學問と人生」「知識哲學」等があるが最近更に本書の公刊を見た。收むるところ「我が青春」「讀書遍歴」「哲學はどう學んで行くか」「哲學はやさしくできないか」「如何に讀書すべきか」等十一篇著者の若き日の勉學過程や哲學研究の實際やらが、滋味深き筆致で綴られてゐる。

B6判二二頁 二圓二十錢

未開社會に於ける犯罪と慣習

マリノウスキ著
青山道夫譯
本書は改造文庫の一。原著者は民族學人類學のイギリス著名な學者である。本書は原始文化としての法に就てのトロブリアンド諸島に於ける實證的な現地研究で、著者の代表作とされてゐるもの、内容は、緒論及び第一部「原始法と秩序」第二部「原始的犯罪とその處罰」に岐れてゐる。

A7判二二頁 五十錢

判例民法の理論的研究 (第一卷)

末川博著
本書は、判例の具體的なものから遡つてそれを普遍的、抽象的な理論にまで構成せんと試みたもので、著者最近の研究五十三篇が收められて居る。

B6判三九〇頁 三圓三十錢

黑檜 (新裝版)

北原白秋歌集
「黒檜の沈靜なる、花塵をさまりて或は識るを得べきか」と著者自ら序文に冒頭してゐる本書は、昭和十二年から十五年までの間の風懷であり、收むるところ長歌五章短歌六百五十一首。白秋藝術の最高峰である。

B6判三九〇頁 三圓三十錢

演武大會派遣選手ニ關スル件

昭和十七年九月二十五日
(行甲第十七七一〇三三號)
標記ノ件ニ付テハ大正十四年行刑局長事務取扱通牒行甲第一六八〇號及昭和三年行刑局長通牒行甲第一六四二號等ニ據リ從來多ク場合受刑者ノ護送ヲ利用シ居ル實情ニ有之候處元來演武大會ハ職員ノ精神作興ヲ目的トスル催ニ有之受刑者ノ護送トハ直接關係ナキノミナラズ護送ヲ利用スル爲受刑者ノ教化處遇或ハ移送計畫、收容區分等ニ實際上好シカラザル影響ヲ及ボス處アルニ鑑ミ爾今コノ種ノ催ニ職員ヲ派遣スルニ當リ護送ヲ利用スルコトハ一切之ヲ認メザルコトニ決定相成候條御了知相成度候

追テ演武大會派遣選手ノ旅費ニ付テハ從前通り刑務協會ニ於テ實費支給可有之旨ニ付爲念申添候

所長ノ演武大會ニ參列ノ爲出張ノ件

昭和十七年十月八日
(行甲第十七三三三號)

從來各區ニ於テ開催ノ演武大會ニ前年

ノ開催地及次年ノ開催決定地ノ所長ガ事務打合又ハ觀察ヲ兼テ出張シ參列スル慣行ニ有之候處右演武大會モ創始以來歳久シク從ツテ開催方法モ大方徹底シ特ニ之ガ爲打合又ハ協議ノ要モ少キ様認メラルト共ニ刑務所ノ治安確保ノ重責ニ在ル所長ガ之ガ爲數日任地ヲ離ルルコトハ戰時下ノ時局ニ鑑ミ力メテ之ヲ避クルヲ至當ト認メラレ候條爾今コノ種ノ爲ノ出張ハ當分ノ間見合スコトニ致度特ニ及通牒候

追テ大正十五年行刑局長通牒行祕甲第二〇四號ハ本通牒ニ依リ變更セラレタルモノト御承知相成度候

地圖の話
岩波書店刊
地圖についての智識を、平易に、興味深く描いたものであつて、大東亞戰爭開始後、地圖に對する關心がとみに深まつて居る折柄、本書こそ、その要望に應へ得るものであると思ふ。

大東亞建設法
の理念と構造
岩田新著
著者は本書に於て支那事變以來制定せられたる私法生活に關係する法令を全部分類採録し、之に學問的考察を加へて之を徹底的に闡明せんとした、總論、國家總動員法、時局産業法、時局厚生法の各章に大別、論述されてゐる。

判例民法の理論的研究 (第一卷)
末川博著
本書は、判例の具體的なものから遡つてそれを普遍的、抽象的な理論にまで構成せんと試みたもので、著者最近の研究五十三篇が收められて居る。

未開社會に於ける犯罪と慣習
マリノウスキ著
青山道夫譯
本書は改造文庫の一。原著者は民族學人類學のイギリス著名な學者である。本書は原始文化としての法に就てのトロブリアンド諸島に於ける實證的な現地研究で、著者の代表作とされてゐるもの、内容は、緒論及び第一部「原始法と秩序」第二部「原始的犯罪とその處罰」に岐れてゐる。

例 規

自九月十六日
至十月十五日

依命 通牒

作業別食糧給與手續中
追加ニ關スル件
(昭和十七年十月二日)
(行甲第十七三三三號)

作業別食糧給與手續第二號作業別食糧表中海藻工ノ次ニ左記ノ通追加相成候條御了知相成度候

Table with columns: 業名, 種目, 細目, 食量. Rows include 魚粉工, 動力機械, 製品詰方, etc.

作業別食糧表中細目追加ノ件
(昭和十七年十月二日)
(行甲第十七三三三號)

表中莫大小工、莫大小工ノ細目並ニ革工、革工ノ細目ニ左記ノ通追加相成候條御了知相成度候

Table with columns: 業名, 種目, 細目, 食量. Rows include 莫大小工, 機械縫, 革工, etc.

作業別食糧給與手續中
追加ニ關スル件
(昭和十七年十月十五日)
(行甲第十七八一三三號)

作業別食糧給與手續第二號作業別食糧表中食品工ノ次ニ左記ノ通追加相成候條御了知相成度候

Table with columns: 業名, 種目, 細目, 食量. Rows include 搾油工, 搾油工, etc.

通 牒

演武大會派遣選手ニ關スル件
(昭和十七年九月二十五日)
(行甲第十七七一〇三三號)

標記ノ件ニ付テハ大正十四年行刑局長事務取扱通牒行甲第一六八〇號及昭和三年行刑局長通牒行甲第一六四二號等ニ據リ從來多ク場合受刑者ノ護送ヲ利用シ居ル實情ニ有之候處元來演武大會ハ職員ノ精神作興ヲ目的トスル催ニ有之受刑者ノ護送トハ直接關係ナキノミナラズ護送ヲ利用スル爲受刑者ノ教化處遇或ハ移送計畫、收容區分等ニ實際上好シカラザル影響ヲ及ボス處アルニ鑑ミ爾今コノ種ノ催ニ職員ヲ派遣スルニ當リ護送ヲ利用スルコトハ一切之ヲ認メザルコトニ決定相成候條御了知相成度候

追テ演武大會派遣選手ノ旅費ニ付テハ從前通り刑務協會ニ於テ實費支給可有之旨ニ付爲念申添候

所長ノ演武大會ニ參列ノ爲出張ノ件

昭和十七年十月八日
(行甲第十七三三三號)

從來各區ニ於テ開催ノ演武大會ニ前年

ノ開催地及次年ノ開催決定地ノ所長ガ事務打合又ハ觀察ヲ兼テ出張シ參列スル慣行ニ有之候處右演武大會モ創始以來歳久シク從ツテ開催方法モ大方徹底シ特ニ之ガ爲打合又ハ協議ノ要モ少キ様認メラルト共ニ刑務所ノ治安確保ノ重責ニ在ル所長ガ之ガ爲數日任地ヲ離ルルコトハ戰時下ノ時局ニ鑑ミ力メテ之ヲ避クルヲ至當ト認メラレ候條爾今コノ種ノ爲ノ出張ハ當分ノ間見合スコトニ致度特ニ及通牒候
追テ大正十五年行刑局長通牒行祕甲第二〇四號ハ本通牒ニ依リ變更セラレタルモノト御承知相成度候

刑務官異動

<p>九月二十六日 看守長 小林正義 (京都) 盛岡少 同 岩亀才介 (神戶)</p> <p>九月三十日 典獄 永田正之助 (府中) 典獄補 野村瀧雄 (高尾島) 同 村松萬壽治 (神戶) 看守長 小林正義 (東京) 同 岩亀才介 (盛岡) 典獄補 中原哲章 (富山) 看守長 松隈獅郎 (名古屋) 同 水野兼吉 (山支) 同 黒田虎雄 (岡崎) 同 水上友吉 (富山) 同 大野正雄 (東京)</p> <p>十月一日 看守長 川添猪之吉 (船木支) 同 伊藤菊治 (玉島支) 同 佃茂 (大洲支) 同 鈴木勇 (高尾島支) 同 渡邊進 (高尾島支) 同 瀧澤五郎 (宮城)</p> <p>十月五日 看守長 田中幸信 (大坂) 同 丸田なべ (宮城)</p> <p>十月七日 看守長 大井久 (名古屋) 同 東末吉 (京都) 同 鈴木環 (八王子) 同 菊地角雄 (豊多摩)</p> <p>十月八日 典獄補 小倉廣志 (船橋少) 典獄補 菜田彌三 (浦上支)</p> <p>十月十日 典獄補 味坂重雄 (宮崎)</p> <p>十月十五日 典獄補 仲里達雄 (岡崎少) 大澤讓 (松本支) 同 庭本一夫 (岡崎少) 同 教諭師 平田諦純 (同) 同 杉浦八郎 (同) 同 上野清一 (松本支) 同 鷺見孝義 (松本支) 同 山田規一 (支所長) 同 佐藤秀次 (長野) 同 齋藤宇作 (得志支) 同 上原彦一 (小田原) 同 福住清太郎 (同) 同 安宅規 (岡崎少)</p> <p>十月十九日 看守長 北岡重民 (宮城) 同 高木銀重 (豊多摩) 同 牧野料 (大坂) 同 浅野俊信 (府中) 同 家石熊太郎 (徳島) 同 越智清 (高松) 同 石川榮市 (高知) 同 竹下嘉惣 (熊本) 同 浅野孝 (熊本) 典獄 鍵山俊治 (水戸) 看守長 妹尾孝太郎 (廣島) 十月二十三日 検事 隆行 (控訴院) 十月二十四日 看守長 高岡郷藏 (水戸) 十月二十七日 看守長 西田剛一 (支所長) 同 米岡弘泰 (支所長) 同 關安喜 (支所長) 同 松本稻城 (支所長) 同 宮本秀夫 (網走) 同 星野晋 (網走支) 同 小田倉一 (三木支) 同 成瀬正太郎 (松山) 同 野口勇 (支所長)</p> <p>十月二十九日 看守長 在木武喜 (高尾島) 同 神酒津孝四郎 (行刑局) 同 備榮彦 (同) 看守 穴戸幸之丞 (宮城)</p> <p>十月三十一日 看守長 是松卓太 (積善) 同 神谷勇治 (滋賀) 典獄補 本田清一 (川崎) 看守長 菊地信之丞 (積善) 看守 古田敏武 (東京) 同 宮崎隆廣 (川崎少) 同 中村文雄 (豊多摩) 同 中村勘次 (調査部) 同 江島義之 (調査部)</p> <p>十一月一日 書記官 長部謹吾 (行刑局) 同 小川太郎 (行刑局) 同 小川太郎 (行刑局) 同 健 (行刑局)</p>	<p>九月十八日—十九日 △少年刑務所教育主任協議會開催 (於司法大臣官邸)</p> <p>九月二十一日—二十三日 △東京控訴院同検事局管内思想實務家會同開催</p> <p>九月二十五日 △演武大會派遣選手ニ關スル件通牒 (行甲第一七〇三號)</p> <p>九月二十八日 △第四回教諭師研究會發會式 (於刑務協會第二講堂)</p> <p>十月一日—三日 △司法保護實務家會同</p> <p>十月二日 △作業別食糧給與手續中追加ニ關スル件依命通牒 (行甲第一七三三號) △作業別食糧表中細目追加ノ件依命通牒 (行甲第一七三四號)</p> <p>十月五日—六日 △本省全職員の昭和十七年度綜合防空訓練參加</p> <p>十月七日 △賀陽宮恒靈王殿下府中刑務所へ御成り遊バサル</p> <p>十月八日 △所長ノ演武大會ニ參列ノ爲出張ノ件通牒 (行秘甲第二三三號)</p> <p>十月十日 △第四回教諭師研究會終了</p> <p>十月十五日 △靖國神社秋季大祭始マル △第四回教諭師養成所開所 (於刑務協會第二講堂) △作業別食糧給與手續中追加ニ關スル件依命通牒 (行甲第一八一號)</p>
---	---

昭和十七年刑政日誌

編輯後記

十月七日、府中刑務所へ畏くも賀陽宮殿下の台臨を辱くしたのであつた。

洵に司法部職員一同、恐懼感激に堪えざるところであり、本誌はここに、司法大臣、行刑局長並に吉田所長の謹記を掲げて、その光榮と感激とを記することを得たのである。

賀陽宮殿下の在京選士特別武道大會を初めとして、十月中旬には、全國刑務所の區武道會が各地で開かれ、下旬には、明治神宮外苑を中心に國民鍊成大會が舉行された。

われわれは、銑後には、鍊成によつてこそ、深く第一線に連らなり得ることを忘れてはならない。

次に、讀者の要望に應へるため、國枝先生の「山越しの風」といふ小説によつて本誌を飾ることを得たのであるが、毎號、著名の作家の御支援を得ることが出来ることは、われわれの大

一冊 (税共)	金三十錢
六冊 (税共)	金一圓八十錢
十二冊 (税共)	金三圓六十錢

御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下され

昭和十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十七年十月二十八日印刷 納本
昭和十七年十一月一日發行

編輯人 大原虎夫
發行所 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所
東京市神田區區會一丁目一番地
電話掛號 二三三四・三二四五
電話口座 東京二五〇五九番

